## 平成20年第1回京丹波町議会定例会(第3号)

平成20年3月12日(水)

開議 午前 9時00分

### 1 議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 諸般の報告
- 第 3 一般質問
- 2 議会に付議した案件

議事日程のとおり

# 3 出席議員(15人)

- 1番 藤田正夫君
- 2番 坂 本 美智代 君
- 3番 山内武夫君
- 5番 今 西 孝 司 君
- 6番 東 まさ子 君
- 7番 小田耕治君
- 8番 横山 勲君
- 9番 西山和樹君
- 10番 山田 均君
- 11番 室 田 隆一郎 君
- 12番 篠塚信太郎 君
- 13番 吉田 忍君
- 14番 野口久之君
- 15番 野間和幸君
- 16番 岡本 勇君

## 4 欠席議員(1人)

4番 畠 中 勉 君

5 説明のため、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者(17人)

町 松原茂樹君 長 副 田 正君 町 長 上 教 育 長 寺 井 行 雄 君 会計管理者 義 幸君 藤 田 事 渕 敬治君 田 瑞穂支所長 進 君 上 田 和知支所長 岩 崎 弘 一君 総 務 課 長 谷 俊 明 君 企画情報課長 田 端 耕 喜 君 住 民 課 長 伴 田 邦 雄 君 保健福祉課長 野 間 広 和 君 子育て支援課長 山 田 由美子 君 地域医療課長 下伊豆 かおり 君 産業振興課長 山田 進 君 土木建築課長 松村 康 弘 君 水 道 課 長 藤田 真 君 教育次長 長谷川 博 文 君

### 6 出席事務局職員(3名)

議会事務局長伊藤康彦君書記西山民子君書山内圭司君

## 開議 午前 9時00分

○議長(岡本 勇君) 皆さん、おはようございます。

本日は、大変お忙しい中、定刻にご参集いただき、ありがとうございます。

ただいまの出席議員は15名であります。

定足数に達しておりますので、平成20年第1回京丹波町議会定例会を再開いたします。 直ちに、本日の会議を開きます。

#### 《日程第1、会議録署名議員の指名》

○議長(岡本 勇君) 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、5番議員・今西孝司君、6番議員・東まさ子君を指名いたします。

#### 《日程第2、諸般の報告》

○議長(岡本 勇君) 日程第2、諸般の報告をいたします。

本日の会議に、瑞穂ケーブルテレビのビデオカメラによる撮影・収録を許可いたしました ので報告いたします。

岩田税務課長から本日の会議を欠席する旨の届を受理しております。

以上で、諸般の報告を終わります。

#### 《日程第3、一般質問》

- ○議長(岡本 勇君) 日程第3、一般質問を行います。
  - 一般質問の通告議員は、お手元に配付のとおりであります。

最初に東まさ子君の発言を許可いたします。

6番、東君。

○6番(東まさ子君) それでは、議長にお許しをいただきましたので、平成20年3月議会 の私の一般質問を行います。

まず、最初に、財政問題についてお伺いをいたします。政府は地方分権化を名目にした三位一体改革によって、地方財政を削減し縮小してきました。しかも自治体には過去の経済対策による公共事業の地方債の償還が重くのしかかっており、自治体の財政が大変になってきております。政府は2007年6月に自治体財政健全化法を成立させました。財政健全化法はすべての自治体に実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4

つの指標を健全化判断比率として、毎年度監査委員の審査を付した上で、議会に報告しなければならないとしております。今年度からその具体化が進められ、2009年9月に認定される2008年度決算から適用がされます。これまでの地方財政再建法と違って、普通会計だけではなく、国保や介護、病院、上下水道会計などの公営事業や、公益企業会計まで対象にしています。4つの健全化判断比率のいずれかかがある基準以上になった場合、その悪化度によって、「早期健全化」あるいは「財政の再生」と2段階でチェックをし、いずれかに認定されることになります。2段階にしたとはいえ、前段の早期健全化に該当する自治体は、一定数生まれることが想定されております。そうした自治体は行政改革が強められ、住民サービスの削減、住民負担の強化、自治体職員の削減や労働条件の引き下げなどを強要して、住民の暮らしと権利を守る自治体の責任が解体される危惧が起こってきます。

私はまず第一に、このような財政健全化法について、町長の所見と小規模自治体である本町に与える影響について、お伺いをいたします。

また第2に、4つの指標の数値については、昨日の室田議員への答弁では、上回らないというふうに受けとめておりますが、試算状況について答弁を求めます。

3つ目に、本町は2007年度、2008年度補償金免除の繰上償還の実施をしております。繰上償還を認めてもらうためには、財政健全化計画の策定が必要となっていると思いますが、計画はつくっておられるのか伺います。

次に、後期高齢者医療制度について質問をいたします。政府はこの4月から75歳以上の高齢者と65歳から74歳の一定以上の障害のある方を対象とする後期高齢者医療制度を始めようとしております。扶養家族として健康保険に加入している高齢者も新たに保険料を負担することになり、月1万5,000円以上の年金受給者からは保険料が年金天引きされます。払えないと保険証が取り上げられます。この制度の問題点は、高齢者の医療をよくしようというのではなく、医療費の適正化という名のもとで、何がなんでも安上がりを目指すものになっていることであります。日本共産党は75歳という年齢を重ねただけで、健康保険や国保から無理やり脱退させられ、負担増と給付減を強いるこの後期高齢者医療制度の導入に反対してきました。また、昨年10月には4月からの実施の中止を求めるアピールも発表してきました。今、年齢で医療を差別する世界にも例のない制度だと、この制度に批判が上がっており、全国で法の見直しや、中止を求める意見書決議が2月時点で517自治体上がり、京都府下でも15の自治体が意見書採択をしています。

2月28日には、野党4党が共同で後期高齢者医療制度を廃止する法案を国会に提出いた しました。 ところで厚生労働省は2008年度の診療報酬改定で、75歳以上の診療報酬をそれ以外の世代と別立てにして、75歳という年齢で差別することを打ち出しました。具体的には外来に75歳以上だけを対象とした後期高齢者診療料を導入し、検査や処置などをすべて含んで月6千円の定額制にしています。74歳以下の糖尿病や高血圧などの生活習慣病管理料、月8,000円となっておりますけれども、これよりも低く設定がされているのであります。幾ら検査や治療をしても同じ額という上限をつけることで、医療機関には月6,000円の報酬しか支払がされません。丁寧に検査や治療をすればするほど、医療機関の持ち出しが増えることになり、必要な治療や検査をしてもらえない危険があります。入院についてもできるだけ病院にいさせないようにするための新たな診療報酬の項目もつくられております。後期高齢者医療制度は、保険料は2年ごとに見直しがされ、年金から天引きされる、これまで老人医療対象者には発行されていなかった資格証明書の発行や、保険料を払っても必要な医療が受けられないなど、本当にひどい制度であります。

町長は12月議会で将来、安定的持続可能な医療保険制度の構築を目指すものであって、 中止や凍結を求める考えはないと答弁されておりますが、医療の内容が余りにもひどいこと が明らかになった以上、国に対し、中止・撤回を求めるべきではないかと考えますが、改め て答弁を求めます。

次に、障害者施策について、お伺いをいたします。

2006年10月に本格施行されました障害者自立支援法は、利用料の定率1割負担の導入で障害者と家族に大幅な負担増を強いることになり、サービスの利用を中止したり減らしているなど、深刻な実態が浮き彫りになりました。また、事業報酬引き下げで事業所運営も厳しくなり、職員の労働条件の引き下げや人手不足が深刻化しております。2008年1月14日の京都新聞は、この支援法による負担増で、京都府下で49人の利用抑制が起きていることを報道しておりました。制度のスタート時から法律の見直しを求める障害者団体の大きな運動も行われ、また国会での追求などで政府の特別対策による負担軽減がされてきました。2008年度予算では、さらに利用者負担の軽減と事業所支援の拡充が講じられているところです。来年度は障害者自立支援法施行3年後の見直しの年を迎えます。障害のある方、家族の方が切実に求められている応益負担の廃止に踏み出すべきであります。

それでは最初に共同作業所について質問をいたします。障害者自立支援法2006年10 月から本格施行となりましたけれども、事業所は5年間の経過措置が認められておりました。 今回、町内の3つの共同作業所が自立支援法のもとで運営されることに決まったと聞いてお ります。利用者負担や運営はどのようになるのか、その内容についてお伺いをいたします。 次に、障害者基本計画にも上がっておりますグループホームとケアハウスの整備についてお伺いをいたします。計画では地域社会の中で自立した日常生活を営むことができるよう、設置を促進とありますが、障害のある方が利用する施設は不足をしております。家族の高齢化や当事者の自立に向けても地域の中に整備をして作業所へ通える体制をとることが、つくっておくことが必要でありぜひ具体化を求めます。

また、支援法施行後の利用者負担や事業所運営など、影響調査が来年度の法見直しに向けて重要になってきていると思います。実施をされるよう求めますが、お答えください。

4番目に税金に関する問題でお伺いをいたします。今、2007年度の確定申告が行われておりますが、2007年度は定率減税の廃止で税額が上がる。また65歳以上の住民税非課税限度額の廃止で、該当する人は、所得が同じでも住民税が増えます。所得税の税率と住民税の税率が逆転をし、確定申告で戻ってくる所得税がわずかでも、住民税には大きく影響をします。確定申告を行い控除を受けることは大切であります。障害者控除や特別障害者控除は、納税者本人が該当するだけではなく、扶養親族が該当する場合も控除を受けることができます。障害者手帳を持っている人はもちろん、65歳以上の人で障害者手帳の交付を受けている人と同程度の障害があると町長が認定した人も受けることができます。

本町は昨年度から「障害者控除対象者認定書」の発行をしておりますけれども、昨年度の発行件数は何件あったかお伺いをいたします。また、制度の周知方法として本町はお知らせ版も活用してきましたが、「認定書」を、対象となる方全員に送付をして、税金の控除の申告ができるようにしてはどうかと考えますが、お伺いいたします。

次に、税務の共同化について伺います。 4 月から広域連合による後期高齢者医療制度がスタートをいたしますが、その税務版である税務共同処理のための広域連合設立準備が進められております。広域連合をつくり、府や市町村が持っている課税から徴収までの業務を一元化するのだと説明を受けております。秋にも設立をしたいとのスケジュールがあるようですが、住民への説明をどう考えているのかお伺いをいたします。

また、徴収力アップ、効率論が強調されておりますが、応能負担原則や最低生活非課税の原則を踏まえて、本来税務は執行されなければならないと思っております。個々の実情に応じた納めかた、納税猶予などの適切な措置が軽んじられる心配があると思っておりますが、徴収のあり方として問題はないのかお伺いをいたします。

最後に、長生園の3,000万円の不明金問題についてお伺いをいたします。3,000万円横領の罪を着せられ、解雇をされた長生園の事務職員の方が起こされた裁判は、刑事事件が2006年7月に確定をいたしました。そして、民事訴訟は2007年12月21日、

最高裁判所が園の事務職員の方の上告を棄却したことで8年にわたり掲示・民事裁判闘争が 集結をいたしました。裁判を通して横領と裁判が認定したのは刑事裁判では3,000万円 の0.2%、民事裁判では1%だけでありました。

事務職員の方が不明金3,000万円を横領したとする長生園に対し、民事判決は、事務職員の方の罪とした残りの約2,900万円余りの不明金については、事務職員以外の責任を指摘しているところであります。したがって、不明金を発生させた長生園は2,900万円の真相解明をして、住民や関係者に報告する責任と義務があると思いますが、町長はどのように報告を受けておられるのか、また現在も理事として就任をされているのかお伺いをいたしまして1回目の質問といたします。

- ○議長(岡本 勇君) 松原町長。
- ○町長(松原茂樹君) おはようございます。連日ご苦労さまでございます。

それでは、東議員の質問にお答えさせていただきたいと存じます。

まず、財政の健全化法の影響等についてでございます。この件につきましては小規模自治体であるかどうかを問わず、全国一律の指標で判断されるものでありまして、その基準に該当することがないよう、財政健全化を図ることに努めていきたいというふうに考えております。詳細につきましては、室田議員に答弁させていただいたとおりでございます。また試算状況についてお尋ねでございましたが、18年度の決算によります試算では、健全性が保てているということでございます。

2点目でございますが、本町では、定員適正化計画及び公債費負担適正化計画を参考に、 人件費の抑制、公債費負担の軽減を行うことを主なものとして繰上償還にかかる財政健全化 計画を策定し間もなく公表の予定であります。

次に、後期高齢者医療制度をどう認識しているかというご質問でございますが、本制度は4月から新しく始まる制度でありまして、現段階において、さまざまな評価や考え方はあると思いますが、基本的にこの制度は高齢化の進行で一層の医療費の増大が見込まれる中、国民皆保険制度を持続可能なものとするために、負担能力に応じ現役世代と高齢者とで支え合う仕組みとして導入されたものと理解しており、議員ご指摘のような考えは持っておりません。

次に、共同作業所の関係でございますが、利用者負担につきましてはそれぞれ基準で定められている単価の一割相当分を自己負担額として、通所日数に応じてご負担いただきます。 ただし自己負担額が高額とならないよう1カ月の負担上限額を定めております。運営形態につきましては丹波作業所を主たる作業所とし、瑞穂・和知作業所を従たる作業所に位置づけ ていきたいというふうに思っております。

2点目でございますが、障害のある人に地域で自立した生活をしていただくためには、自宅の生活を支援する訪問系サービスに合わせて、自宅以外の居住の場としてグループホーム、ケアホームが必要だと考えております。平成20年3月現在町内に障害のある人が利用するグループホーム、ケアホームはありませんけれども、平成20年度には町内の事業者がグループホーム、ケアホームのサービスを開始される予定と伺っております。

また、影響調査等につきましては、現在のところ目立った実績の減少や利用料についての 相談はなく、現時点で町として改めて調査の予定はございません。

次に税金問題についてでございますが、まず1点目の障害者控除対象者認定書の昨年度交付件数でございますが8件でございます。次に、本制度につきましては要綱に定められた申請により交付することとしておりまして、これまでどおり申告期以前の広報紙等を媒体としてお知らせをしていくこととしております。

税務の共同化についてでございますが、20年度に入り広域連合設立に向けた準備委員会事務局の設置を行い、秋ごろには設立していくとの方向で進められていることはご承知のとおりであります。先日の新聞紙上でもこのことが報道されておりまして、周知されたところであります。今後、その経過を見ながら京都府並びに府下市町村とも連携協調しながらお知らせをしていきたいと存じております。

2点目でございますが、税務行政は原則地方税法等に準じて税制度が成り立っておりその上で市町村条例や独自の制度を設けるなど、公平公正な立場を堅持しながら、維持されていることはご承知のとおりであります。このことからも課税徴収などにおいても、それぞれの自治体の制度等を今までどおり堅持していくことに変わりはございません。

長生園の関係ですが昨年12月5日の理事会の議事その他の中で西岡博子横領事件経過報告があり、平成19年8月7日、民事事件西岡博子横領事件に対する最高裁判所への上告受理申請理由書の提出をしたとの報告を受けたのみでございます。その後の経過につきましては3月22日理事会の開催が予定されておりますので、報告があるのではないかというふうに思っております。

以上で、東議員への答弁とさせていただきます。

- ○議長(岡本 勇君) 5番、東君。
- ○5番(東まさ子君) 財政健全化につきまして、答弁がありまして、健全化の数値にとどまっているということでありました。いろいろとこれから本町も事業をしていくわけでありますけれども、この数値については、分母の標準財政規模というのは変わりがないということ

でありますし、いらうとすれば、分子の方をいらわなくてはいけないということでありますが、今、行政改革大綱が3月にも答申されるということになっておりますし、公共料金審議会も開かれているところでありますけれども、分母を少なくしていかない限り、いろいろな町が計画している事業というのは、なかなか取り組んでいけないのではないかというふうに思っております。そういう点では、この財政健全化法というのは、極めてそういう公共料金でありますとか、また病院でありますとか、住民にとって命、暮らしに大切な分野にまでサービスをカットさせるそういう役割を果たさせるそういう制度だと思っております。そういう点では、町がこれから行っていく公共事業につきましても、しっかりと見直しをするなどのそういうことがされないと、暮らしへの負担がふえてくるということになると思っております。本町におきましては、決して、これまでの実質公債費比率の数値を見ても、低いそういう数値ではないとは思っておりますので、これからの町政運営については、住民の暮らしを主体にしたそういう行政運営をしていかなくてはいけないと思っておりますが、その点についてはどうでしょうか、そういう立場で臨んでいかれるのかどうか、お伺いをいたします。

- ○議長(岡本 勇君) 松原町長。
- ○町長(松原茂樹君) 昨日も申し上げましたように、この4指標につきましては、やはり示されておりますとおり、私たちの財政状況をしっかり把握するという意味では、一部のみを公表してその状況をお知らせしていくよりは、はるかに精度の高いものになるんではないかというふうに思っておりますし、自らもこのことによりまして、財政悪化を可能な限り早い段階で把握してその改善に着手することができるのではないか。もちろんおっしゃるとおりその背景には、暮らしを大切にしながら、あるいは今進めようとする、あるいは将来進めようとする公共事業のあり方等も、当然のことながら検証していくということになるというふうに考えております。
- ○議長(岡本 勇君) 6番、東君。
- ○6番(東まさ子君) 後期高齢者問題についてお伺いいたします。これまでは扶養家族として保険料負担がなかった方が新たな保険料負担を求められることになりますが、そういう方は何人おられて、負担はどうなっているのかお聞きをいたします。

それと、障害のある方の加入についてですが、国保の場合と後期高齢者では負担がどのようになるのか、またその選ぶことができるのか、そういう丁寧な説明はされているのか、その点についてお聞きをいたします。

- ○議長(岡本 勇君) 松原町長。
- ○町長(松原茂樹君) 担当課から説明をいたせます。

- ○議長(岡本 勇君) 伴田住民課長。
- ○住民課長(伴田邦雄君) 社会保険からの被扶養者の方が新たに後期高齢者医療に加入されるという方でございますが、現在のところ662人でございます。それから、65歳から74歳までの方で一定の障害のある方につきましては、老健から後期高齢者へ移行するわけでございますが、それにつきましては選択が可能ということになっておりますので、現在、その通知を差し上げておるというところでございます。
- ○議長(岡本 勇君) 6番、東君。
- ○6番(東まさ子君) 660人の方の負担額というのは分からないんでしょうか。それと新たに660人の方が負担が増えるということでありますが、その負担が増える割にはその先ほども申しましたように、75歳以上と74歳、75以下と以上によって医療の中身を変えているということで、本当に医療費を抑える、そういうことになっていて、必要なだけ医療を受けることができない、そういう制度であると思っておりますが、町長は持続可能なことでそういうもとでやっていくのだということをおっしゃっておられますが、本当に長い間頑張ってこられた方たちが、こういう年齢だけでよって医療を差別されるということに胸が痛まないのかどうかその点についてお聞きをいたします。
- ○議長(岡本 勇君) 松原町長。
- ○町長(松原茂樹君) 先ほども申し上げましたように、お互い今医療費が非常に国の財政を 圧迫している地方も同様でございますが、そうした中でどういう制度を組み立てることが一 番望ましいかということで考えられた制度だというふうに認識をいたしておりまして、一定、 そのそれぞれの能力に応じた負担をいただくということで、この制度については先ほど申し 上げましたように、現在の状況からしてやむを得ない、またこのことによって、それぞれの 健康あるいは医療に対する保障がされていくもんだというふうに思っているところでござい ます。
- ○議長(岡本 勇君) 伴田住民課長。
- ○住民課長(伴田邦雄君) すみません、先ほどちょっと答弁に間違いがございました。66 2人と申しますのは社会保険から後期高齢者へ移行する方が662人でございます。その中で実際に被扶養者であった方が何人かということにつきましては、現在、本人であるのか、被扶養者であるのかという判定ができておりませんので、3月31日時点でそれを判定するということになっております。したがいまして、現在、その被扶養者の方の負担が幾らになるのかというあたりにつきましては算定ができておりません。

以上でございます。

- ○議長(岡本 勇君) 6番、東君。
- ○6番(東まさ子君) 今、3月31日にするということでありましたけれども、4月1日からスタートするいうことになっておりますがそういう状況でよいのか。もっと早いことみんなに通知をして、その制度の中身も含めてよく周知をしていただくことがこの制度をうまくやっていくためにも大切なことだと思っておりますが、保険証書などはいつごろ配付されるのかお聞きをいたします。
- ○議長(岡本 勇君) 伴田住民課長。
- ○住民課長(伴田邦雄君) 制度の内容につきましては、広報等で周知をさせていただいておるつもりでございます。この年金からの天引き等の関係につきまして、社会保険からの連絡等が3月31日でないとこないということで、これは仕方がないということでございます。この方々につきましては7月からの普通徴収という形になりまして、4月からの仮徴収というのはできませんので、7月からの普通徴収を行いまして、一定、特別徴収ができる方については10月からの特別徴収になるということになっております。

以上でございます。

- ○議長(岡本 勇君) 6番、東君。
- ○6番(東まさ子君) この制度については、保険料については、75歳以上の人口が増えればそれによって75歳以上の保険料は上がり続けるということでありますし、またかかった医療費によって、保険料は上がり続けるということでありまして、本当に受ける医療に対して保険料が上がるというのは大変ひどい制度だと思っております。町長はやむを得ないとおっしゃられましたけれども、もっともっと実態を知っていただくことが大切ではないかなというふうに思っております。

それと、税金の関係でありますけれども、認定書の件でありますが、8件あったということでありましたけれども、本町は広報だけで周知をしておりますけれども、お隣の南丹とか亀岡におきましては、介護保険の認定をされたときの認定書を発行するときに、その用紙を入れておられるということでありまして、その介護認定を受けている方にはその制度があるということはみんなに知らせられるということであります。広報だけではなく、そういうことも一歩進めてやっていくべきではないかというふうに思っておりますがどうでしょうか。

それとこの認定をするときの判定基準でありますけれども、これは介護度によってされているのか、判定基準の仕方についてお聞きをいたしたいと思います。

- ○議長(岡本 勇君) 松原町長。
- ○町長(松原茂樹君) 今日は税務課長が欠席をいたしておりますので詳細答弁ができないか

というふうに思っておりますが、これからどう説明していくかということでございますが、 本制度において、呼応する対象者が満65歳以上でありまして、ほとんどが年金生活者であ ることから、控除額が年金額を超える結果となることなど、申告の必要が生じないというこ ともございます。そうした中で先ほど申し上げましたように、要綱に定められた申請により 交付するということで従来どおりの申告期前の広報紙等にお知らせをしていきたいというふ うに思っておるところでございます。

- ○議長(岡本 勇君) 野間保健福祉課長。
- ○保健福祉課長(野間広和君) 判定基準につきましては京丹波町障害者控除対象者認定書交付事務の処理に関する要綱ということで、例規集に載っておりますけれども、この部分の認定基準いいましょうか。あくまでも対象者の認知症の程度が主治医の意見書等により2と判定されていることとか、あるいは3、4、またはMと判定されていることとか、いわゆる5つの認定基準がございましてその中でやらせてもらっております。
- ○議長(岡本 勇君) 6番、東君。
- ○6番(東まさ子君) 判定基準ですけれども、その中身がわからないので聞いたんですけれども、もっとわかりやすく介護度で判定をするとかそういうものはできないのかどうかということと、それから、今、確定申告されておりますけれども、その確定申告の中で該当の方にこの制度を紹介して、適応になった方が5名ぐらいおられたということをお聞きしたんですけれども、そういうことを考えるとやっぱりもっと周知することによって税の控除を受ける方ができてくるのではないかというふうに思っております。もっと、徴収する方もそれはきっちりしたらいいわけでありますし、こういう制度があるということはもっともっとみんなにわかりやすく丁寧にお知らせすることが大切だと思っております。もう一度答弁を求めたいと思います。
- ○議長(岡本 勇君) 松原町長。
- ○町長(松原茂樹君) こういう障害者の控除対象者につきましては制度があるわけでございますので、今、申し上げましたような基準で認定をさせていただいておるということでございます。先ほども申し上げましたように、このことが申請によって進めていくということでお知らせをいたしておりますし、対象者もそう多くないわけでございますが、これは納税義務者の1つのいわゆる自分はどういう控除が受けられるのかということも、やっぱりしっかりご認識をいただくということも大事ではなかろうかというふうに思いますし、当然、お気づきでない方につきましては事前にお知らせをさせていただきながら進めさせていただいてるということでございます。

- ○議長(岡本 勇君) 野間保健福祉課長。
- ○保健福祉課長(野間広和君) 一応、介護度でいきますと、その人の状態というものが全く 違う場合がございますので、あくまでも詳しくこの5項目の中で基準を定めておりますので、 大枠の介護度ということではこの認定書の交付はすることとは思っておりません。
- ○議長(岡本 勇君) 6番、東君。
- ○6番(東まさ子君) 共同作業所でありますが、1割負担が要るということになりました。 いろいろ軽減対策が国の方でとられておりますので、利用料は大体どのくらいになるのかお 聞きをいたします。それと、グループホームとかケアハウスでありますが、なかなか必要な ときになかったというそういう経験もしております。ぜひとも早期にそういう具体化を図っ ていただいて、みんな保護者も高齢となられるわけでありますのでそういう体制をきっちり とっておくということが大切だと思っておりますが、その点についてお聞きをいたします。
- ○議長(岡本 勇君) 松原町長。
- ○町長(松原茂樹君) 上限の額でございますが町民税非課税世帯の場合は3,750円ということでございますが、詳細につきましては担当課から説明をいたせます。
- ○議長(岡本 勇君) 野間保健福祉課長。
- ○保健福祉課長(野間広和君) 就労継続支援B型と、生活介護というふうな形で若干単価は違うわけでありますけれども大枠で申し上げさせていただくなら、上限額は町民税非課税世帯の場合は3,750円、町民税課税世帯のうち所得割が16万円未満の場合は9,300円、所得割が16万円以上の場合は3万7,200円となります。ただしご本人及び生計中心者がそれぞれ500万円を超える資産をお持ちの場合や、他の障害福祉サービスを同時にご利用をいただいている場合はこの限りではありません。京丹波町内の共同作業所については、1日の通所者の負担額が400円から500円程度と試算をしておりますので、収入の多い世帯に属する通所者の場合でも1万1千円程度と考えておりますのでご理解ください。以上です。
- ○議長(岡本 勇君) 6番、東君。
- ○6番(東まさ子君) 長生園問題でありますが、理事会があるということでありますので、また理事でおっていただいているというとこであります。本当に5年間という長い間こういう不明金が発生し続けていたということで、税金が絡んだこういう事業所の中でこういうことが起きるということは本当に許せないことだと思っております。西岡さんが裁判で課せられたものを、金額を除いたあとの2,900万については、園の中のそういう責任が問われていること、裁判で問われているということでありますので、報告を受けるいうことで、今、

答弁されましたけれども、理事でおられるのでありましたならば、その運営上の責任もいろいる議事に参加をされているのでありますので、責任もあります。本当に住民に、あるいはまた関係者にこの不明金について、真相を明らかにしてそして公表をするそういうことが大切であります。

弱い立場の人たちがお世話になっておられるそういう施設で起きていることでありますので、それをきっちりと町長の責任において明らかにさせていくことが求められておりますけれども再度答弁を求めます。

それから税の共同化でありますが、課長がおられないのですが、どういう税目をこの共同 化にされるのか、住民税、固定資産税とか国保とかありますけれども、どういう部分を共同 化の範囲にされようとしているのかお聞きをいたします。

それと税の徴収については、本当に対面式でいろいろ困難な方には相談に乗りながら徴収をしていくということが基本であると思っております。この共同化の本当のねらいというのは、滞納整理におけるそういうところがこの共同化の1つの大きなねらいだと思っております。何が何でも徴収をするということでは、本当に自治体のあり方としてもおかしな話でありますので、この税の共同化については、急ぐのではなくてもっともっと慎重に検討をして進めていくことが大切だと思っておりますけれども、その点についてもお聞きをしておきたいと思います。

- ○議長(岡本 勇君) 松原町長。
- ○町長(松原茂樹君) 長生園の関係でございますが、もう議員ご承知のとおり長生園は社会 福祉法人でございますし、いわゆる民間施設でありますので町長として運営に関与すべきで はないというふうに思っております。

これまでの流れの中で、理事としては就任をさせていただいておりますが、それはあくまで個人的な部分で参加をさせていただいておるということでございます。当然のことながら、長生園の運営の中での今回の事件でございますので、その内容等については長生園として、どうこうした裁判の結果、受けとめてどう今後の運営に生かされるかあるいは原因究明をされるか、この辺は理事会、協議会の中で、十分詰められていくものだろうというふうに思っておるところでございます。

それから税の共同化でございますが、実施税目につきましては、短期課題として法人関係税償却資産、エルタックス共同導入等でございますし、中期課題といたしましては、個人住民税、固定資産税等でございます。おっしゃるように、それぞれこの広域連合を進めていく中で、先ほども申し上げましたように、今後、京都府から10名、京都市を除く市の職員1

0名ということで、20名のスタッフで設立準備をしていくわけでございます。それぞれのこれまで構築してきた徴収システム等もある中で緩やかにというご意見も一部あるようでございますが、この準備期間の中で調整をされていくことも大切ではないかというふうに思っておるところでございます。

- ○議長(岡本 勇君) 6番、東君。
- ○6番(東まさ子君) 税の共同化については、納税者の主体である納税者の声というか立場というのが、全然反映されていないと思っております。徴収する側とすれば効率的であるかもわかりませんけれども、本来は納税者が自主申告をするということでありますので、そういった方たちがもっともっと尊重されなければいけないというふうに思っておりますのでそのことを言っておきます。

それからケアハウス、グループホームにつきましても、民間の町内の事業者がされるということでありますけれども、それはもうそこの事業者の方のところの方が入られる、そういう施設になっているのではないかというふうに思っております。町内には本当に遠いところまで行かなくては入れないというケースもありますので、ぜひとも計画にも上がっておりますので具体化をしていただきたいと思っております。

それから長生園の問題でありますけれども、個人的な立場で理事に入っているというふうに受けとめたんですけれども、理事に入っておられるのであればやはりその時々の理事会に参加をして、いろいろな物事を決定していくときの議事に参加をされているのでありますので、それはそれで大きな個人的云々というよりも大きな責任があるというふうに思っております。どういう立場の理事の職に就いてのられるのかちょっと私もわかりませんので、定款とかそんなのどのように載っているかわかりませんのですけれども、それは個人的云々じゃなくて、本当にもっともっと大きな重みのある理事であると思っております。真相解明につきましては、ぜひとも無実の罪でぬれぎぬというか、そういうものを課せられておられるのでありますので、ぜひとも責任をもって追求をしていただきたいと思っております。2,900万というのは裁判所も事務職員の方には罪をされなかった裁判でされなかったのでありますので、それはきっちりと真相解明するべきであります。理事の責任においてするべきであります。

それと後期高齢者の問題もやむを得ないということでありますけれども、負担はいっぱい増え続け医療は受けられないということでありますので、本当に地方自治体の役割を発揮する意味においても町長の姿勢というのは住民本位でないかということを申し述べまして終わらせていただきます。

以上です。

- ○議長(岡本 勇君) 松原町長。
- ○町長(松原茂樹君) 税の共同化につきましても、もっと納税者の声を聞けということでございますが、当然、聞きながらそうした中でいろいろな事情もおっしゃっておるわけでございますが、そこを調整しながらしてきたわけでございますけれども、そこには府と市町村とかぶるものがある、これをいかにそれぞれ納税者の状況をしっかり把握しながら進めていくことが、地方自治体の根幹であります税の徴収に一緒に公平・公正性が保てていくのではないか。まずはお支払をいただくということが抜けているんではないかと、あなたのご意見の中には。そういうことをしっかり、まずは納税義務を果たしていただくことが前提でありまして、そのことをいかにそれぞれが理解をしながら、私どもも懇切丁寧に事情を聞きながら、させていただいておるわけでございますが、その上でなおかつお支払いをいただけないということでありますので、それぞれが個別に伺っているよりは情報を共有しながら進めていくということでございます。

長生園の関係等につきましては、理事としての責任は当然あろうかというふうに思いますし、8年余りかかった裁判でございますし、その以前のこの事件が発生した部分も、私が就任してからは余り詳細聞かせていただいておりませんし、今、係争中であるということで、今日まできております。12月21日でそうしたことが民事につきましても結審がされたということでございますので、その後に残る問題は当然あるわけでございますので、長生園として当然のことながらそのことについては整理をしていくというとこになろうかというふうに思っております。

それから、残余の件につきましては、担当課長から説明をいたさせます。

- ○議長(岡本 勇君) 野間保健福祉課長。
- ○保健福祉課長(野間広和君) ケアホームの件でありますけれども、福祉サービスの利用にかかる相談支援事業の中立あるいは公平性の確保、困難事例の対応のあり方等々につきまして、自立支援協議会等々設けておりますので、その場におきまして、平成20年度第2期障害者福祉計画の策定を検討いただく年でもありますので、その部分につきましても含めまして検討進めてまいりたいと思いますのでよろしくお願いいたします。
- ○議長(岡本 勇君) ここで、暫時休憩といたします。

再開は、10時10分からといたします。

休憩午前9時55分再開午前10時10分

○議長(岡本 勇君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、野間和幸君の発言を許可します。

- 15番、野間君。
- ○15番(野間和幸君) それでは、本定例会におけます一般質問を通告に従いまして行いた いというふうに思います。

始めに道路整備についてお尋ねをいたします。今年度の本町の道路整備は、いわゆる入札 制度の仕組みが変わったということで、非常に昨日も答弁がありましたように安価で道路整 備が順調に進められておるということ、そのことが、計画されております道路整備が1年で も早く延伸して、完成に結びつけられるという点におきましては、非常によい成果が出てお ると、そんなふうに思っております。今後ともこの制度堅持によりまして、住民の皆さんが 望んでおられる道路整備について、一日も早く完成されますことを強く望んでおきたいと思 います。

本日は、道路整備の中でも、今、一番住民の皆さんが関心をもっておられます京都縦貫自動車道のことにつきましてお尋ねをいたします。丹波・和知間の進捗状況についてお尋ねをいたしますが、いよいよ20年度中に仮称でありますのかよく存じませんけれども和知インターが完成するであろうと、20年度中に完成するのではなかろうかということをお聞きしております。それと同時に丹波・和知間の工事着手に向けての説明会も終了し、用地交渉や用地買収が本格化しておるであろうというふうに推測をしております。このことは一方ではうれしいなと思いながらも、一方では大変なことがそれぞれの地域で起こってくるなと、そんなふうにそれぞれの地域の皆さんが受けとめられておろうというふうに思うわけですけれども、沿線地域の具体的な進捗状況がどのようになっておるのかまず初めにお尋ねをいたします。

- ○議長(岡本 勇君) 松原町長。
- ○町長(松原茂樹君) 丹波・和知道路でございますが、現在、国交省が京都及び本町と密接な連携をとりながら、事業を進めているところでございます。丹波・和知間のうち、丹波・瑞穂間につきましては、平成15年8月より沿線11地区への協議をさせていただきました。現在、それらのうち、曽根、森、院内、中台、和田、大朴、井尻、井脇の8地区について地区の皆さん方のご協力を得ながら、用地買収手続等を進めているところでございます。また、上豊田地区は地元協議がおおむね終わりまして、今後用地買収手続に入らさせていただくこといたしております。市森、須知地区につきましても地元協議を進めさせていただいております。

また、丹波・和知間のうち、瑞穂・和知間は平成19年2月より沿道8地区への協をさせていただきました。現在それらのうち、井脇、保井谷、栗野、妙薬寺、三ノ宮、水呑、広野地区については、地区の皆さん方の協力を得ながら、用地の幅杭測量及び用地測量等を進めさせていただいておるところでございまして、大簾地区につきましては地元協議を進めさせていただいておるというのが現状でございます。

- ○議長(岡本 勇君) 15番、野間君。
- ○15番(野間和幸君) それぞれ順調に取り組んでいただいておるように受けとめさせていただいたわけですけれども、縦貫道の法線をずっと見回しますと、工事着工までに工事用道路をどこに確保するのかと、そういったことが課題になってくるのではなかろうかなとそんなふうに思っております。特に、住民の皆さんが生活道路として活用されております、里道、町道、府道等が工事用道路として活用されるのではないかそんなふうにも想定をしておるわけでございますけれども、現在、活用されております道を工事車両が占用することになった場合、そこで生活をしておられる人の安心・安全が担保されなければならないとそんなふうに思っておりますけれども、安心・安全が担保されるべき幅員は、どの程度必要とお考えになっておるのかお尋ねをしておきます。
- ○議長(岡本 勇君) 松原町長。
- ○町長(松原茂樹君) 当然のことながら工事が始まりますと、それに必要な車両が入るいわゆる工事用道路というものが要るのでありますけれども、新たに設けなければならないところ、あるいはまた今ご指摘のように町道、里道あるいは府道等を活用しながら進めていく、ケースがあるわけでございますが、これまでの例から見ますと 5 メートルは確保しなければならないのではないかというふうに思っております。
- ○議長(岡本 勇君) 15番、野間君。
- ○15番(野間和幸君) 当然、5メートル幅員確保は最低限必要であろうというふうに思いますけれども、場所によっては相当危険な状況の中で法切りを行ったり、いわゆる道路のせり出しを考えなければならないところもまた出てくるのではないかなとそういった場合に、大切な部分というのはやはりいわゆる工事終了後その地域の安心・安全が本当に確保できるのかということも大切でありますし、いわゆる道路のせり出しを行った場合に、そこに関係する河川等が大雨になった場合、しっかりと流量を止めることなく下流へ流すことができるような仕組みをしっかりと確保されるのかどうか、そういったことがものすごく大切になってこようかなというふうに思うわけでございますけれども、そういった点についての配慮をしておくことが大切かなとそんなふうに思うんですけれども、そういった点について、国交

省と具体的なお話がされているのかどうかお尋ねをいたします。

- ○議長(岡本 勇君) 松原町長。
- ○町長(松原茂樹君) 工事用道路の目的が終えた場合どうするかということでございますが、基本的には新たにせり出した部分ではございますとか、その5メートルの幅員を確保をするためにつくり上げたものにつきましてはもとに戻すというのが基本でございますが、協議の中でその幅員を維持して町に移管を受ける、用地は当然私どもで手だてをしなければならないわけでございますが、そうしたことで周辺住民の利便性を図るということも1つの協議の中で詰めていっておるところでございます。その辺は当然のことながら住民の皆さん方と将来どうするかという、工事期間だけなのかあるいはこれを将来的にも町道として使用していくことにするかしないかということも協議をしながら進めているところでございます。
- ○議長(岡本 勇君) 15番、野間君。
- ○15番(野間和幸君) 次に、縦貫道沿線の府道、町道の改良計画についてお尋ねをしたいというふうに思います。縦貫道法線と交差する府道、町道が何本も走っておるとそんなふうに思っておるわけでございますけれども、この機にこそ改良をしておくべきではないか、そんなふうにでも思っております。

和知地区の府道及び広野線、あるいは市島和知線では要望活動が活発に行われておりまして、過日、広野区の要望にも町長も同行いただいて力強いお支えをいただいた、そんなふうに伺っております。当地域の状況を含めてほかの地域の関連道路について、府や道路公社あるいは国交省と調整をされておろうとそんなふうに思うんですけれども、現状はどんなふうになっているのかお尋ねします。

- ○議長(岡本 勇君) 松原町長。
- ○町長(松原茂樹君) 特に丹波・綾部道路の建設に合わせまして、先ほどの工事用道路等も 考え方を申し上げたわけでございますが、地形的にいわゆる府道、町道を併用しながら使っ ていかざるを得ないところがあるわけでございまして、これを機にといったら語弊がありま すけれども、今日まで事業化がされております府道等につきましては、できる限り国にも配 慮いただいて、京都府にも積極的に取り組んでいただくという方向で、特に、府道の広野綾 部線ですとか今ご指摘の市島和知線等につきましては、一定の協議を終えて前倒しでいわゆ るこの工事に合わせてこれら府道の改良促進をしていただくということで一定の調整ができ ているというところでございます。
- ○議長(岡本 勇君) 15番、野間君。
- ○15番(野間和幸君) 調整をいただいているということでございますけれども、府道広野

綾部線は、現在橋梁工事に向けて道路の法切りが行われていよいよ完成に向けての土音が聞こえてきたなとそんなふうに地元の人と一緒に喜んでおるわけですけれども、この工事が約何年間ぐらい最終的にはこの工事に取り組んでいただくと最終綾部市とまでの間がすべて完了するのではないかなというふうに、できればそうあってほしいなと望んでおるわけですけれども、一定、どの程度の年数が必要なのかお尋ねをしますとともに、また一方で、いわゆる瑞穂インターの付近であろうというふうに思われますけれども、府道上野水原線の井脇地内から、旧道の接点になる部分の改良がやはり縦貫道を利用していただく方にとってもあるいは町内を移動する方にとっても、重要な道路になってくるのではないかなとそんなふうに思っております。特に、京丹波町のまちづくりの観点からも本町としての考えをやっぱり国交省に反映してもらうことが大切でなかろうかと思っておりますが、どのように提案をいただいておるのか、お尋ねをいたします。

- ○議長(岡本 勇君) 松原町長、
- ○町長(松原茂樹君) 府道広野綾部線でございますが、これは京都縦貫が平成26年完成を目指してということで現在進んでおるわけでございまして、先ほども申し上げましたように用地につきましてもそれぞれ理解を得ながらこれからその作業に入っているわけでございまして、平行していわゆる工事に入るまでに完成をさせていこうということで国も京都府もそうした理解のもとに今進めていただいておるということでございますが、全線にわたってどうなるかということにつきましては、特に綾部の出口といいますか入り口付近が非常に地形的な部分もありまして、なかなか拡幅改良が難しいというところが残っておりますので同時期にということにはなっておりません。今後の課題ということでございますし。

また、井脇地区を走っております9号線へ向けての上野水原線、府道でございますが、このことにつきましてはまだ具体的な協議ということになはなってございませんけれども、将来的な考え方としては、当然、議員ご指摘のようなことも視野に入れながら京都府と協議をしてい必要があるというふうに考えております。

- ○議長(岡本 勇君) 15番、野間君。
- ○15番(野間和幸君) 広野綾部線の橋梁に関しては、工事着工までに完成ということでございますけれども、そのなかなか最近の情勢を見ますと、予定されていた完成年度にぴったりと照準が合わせられるかどうかというとまた結構大変なことだなというふうに思いますけれども、その工事着工があの地域にとっていつごろになるのかということをまずお尋ねをいたします。

それと、いわゆる井脇地内あるいは水原地域に向けての府道の改良はまだ具体的なことは

ということでございますけれども、それならばなおさら本町として積極的な提案をしていく べきとそんなふうに考えますが町長のお考えをお尋ねいたします。

- ○議長(岡本 勇君) 松原町長。
- ○町長(松原茂樹君) 現時点でいつから工事が始まるということ言えればいいんでございますが、考え方がまとまったというところでございまして、いつからその府道の部分を具体的にこうこうというところまで今聞かせていただいておりませんけれども、確実にやっていきたいということでございますのでご理解を賜りたいと思います。また、上野水原線等につきましてもなかなか優先順位等もありまして、16路線ある府道すべてをやっていくというのも現実京都府の財政状況からしてもなかなか難しいということも伺っております。そうした中で集中府道を中心にしながら、今、合併をした直後の町であるということも含めて、できるだけそれぞれがうまく連絡がとれるように、府道の整備をお願いしたいということを申し上げてきておるというわけでございます。なかなか財政の状況あるいは今、問題になっております道路特定財源、特に暫定税率の問題等もあるわけでございますし、その辺も一定、整理ができるのかできないのかということもあるわけでございますが、必要な道路はやっぱりそれぞれどの地域にありましても願いであろうかというふうに思いますし、私どもの申し上げている部分は決して、むだな部分とは理解はしていない、やっぱりぜひとも京都縦貫にいたしましても、その他府道にいたしましても、町道道整備等にいたしましても強く思いを伝えてまいりたいというふうに思っておるところでございます。
- ○議長(岡本 勇君) 15番、野間君。
- ○15番(野間和幸君) それでは元へ戻しまして、いわゆる和知インターが工事の完成に向けて非常に慌ただしく現在進められております。非常に期待をいたしておるわけでございますけれども、このことはとみに通行車両の増加が考えられようとそんなふうに思っております。現在の交通量をどの程度推量されておるのか、あるいはそのことに完成に伴いまして増加量もどの程度推量されておるのかお尋ねをいたします。
- ○議長(岡本 勇君) 松原町長。
- ○町長(松原茂樹君) 現在の交通量でございますが、本庄付近におきまして1日約6,80 0台というふうに聞かせていただいております。また、この秋にも仮称でございますが和知 インターが完成いたしまして通行可能ということになりますと、京都北部への利便性が高ま るわけでございまして現状のところ2,000台程度が増加するのではないかというふうに 考えておるところでございます。
- ○議長(岡本 勇君) 15番、野間君。

- ○15番(野間和幸君) 現在 6,800台、それにプラス 2,000台、そんなことになりますと日々そこで沿線生活をされておる方の安心・安全の面で大変なことが起きるなとそんなふうに思っております。以前から国道 27号にいたしましても9号にいたしましても、同様に夏場の交通量が大幅に増えて沿線住民の生活に大きな影響を与えておるとそんなふうに思っております。そのようなこともあって、積極的に沿線の道路整備も進められてきたんだなというふうには理解をしておりますけれども、現状において生活者の安心・安全が確保された状態であるのかどうか町長の受けとめかたについてお尋ねをしたいと思います。
- ○議長(岡本 勇君) 松原町長。
- ○町長(松原茂樹君) 京都縦貫の安国寺・和知間の完成によりましてさらに日常の交通量が増してくるという中で、特に、遠征の住民の皆さん方のいろいろな面での支障が出るのではないか、あるいはまたそのための策は講じられているのかということでございますが、見ていただきましたようになかなかそうした点では、特に、中山地内でございますとか、下山地内におきましての幅員の狭小区間がかなりございますし、また、白土橋におきましては歩道未設置の橋梁でもあるわけでございますし、現在、進められております下山バイバス工事等につきましても、これによって下山地内の狭小区間等について解消がされるものではないかというふうに思っておりますが、今後におきまして歩道利用者及び地域住民の安全な通行に支障を来す歩道の未設置区間でございますとか、狭小区間の改良につきましては要望を行っていく必要があるというふうに思っておりまして、ご指摘のとおり、秋に向けての対策が万全であるという状況にないことは確かだというふうに認識をいたしております。
- ○議長(岡本 勇君) 15番、野間君。
- ○15番(野間和幸君) 今、町長から現在の状況が万全はない、そんなふうなご答弁をいただいたわけでございます。私自身も道々ここまでに来る途中、その間に住民の安心・安全が結構脅かされているというよりもこちらもひやっとするという状況を感じながら、ここへ来ておるわけでございますけれども、同じ認識をいただいておることは非常に心強いわけでございます。基本的には道路整備というのは地域住民の声がしっかり上げられるべきだとそんなふうに思っておりますけれども、しかしなかなか地域の声もその地域が抱える課題があって、なかなか大きな声になりにくい部分もあろうというふうに思っております。そういった意味では安心・安全あるいは産業振興という観点、まちづくりの視点で、国道の整備をやっぱり町としてはどうすべきなのかということも、積極的に推し進めていっていただければありがたいなとそんなふうに思っております。ただ現道の升谷・白土間につきましては、いわゆる縦貫が途中開業開通されたとしても、早速には整備される状況にはございません。そう

いったことをしっかり国交省の方に伝えていく中で、一日でも早く改良していただける取り 組みが前向きに進みますように、町長並びに担当課の積極的な働きかけを求めていきたいと 思うわけですけれども、地域も含めて行政から提案をしていくつもりはないのか、お尋ねを したいと思います。

- ○議長(岡本 勇君) 松原町長。
- ○町長(松原茂樹君) 先ほども申し上げましたように生活者のいわゆる安全確保の為に何を すべきなのかということにつきましては、本当に喫緊の課題だというふうに思っております。 特に、歩道でございますとか、狭小の区間等の改良をどうしていくかということについては、 常々議員からもご指摘をいただいておるとおりでございます。また、部分的でなかなか住民 の声が届いたということにはつながっていないかも知れませんけれども、一定の改良の方向 で進められているということは事実でございます。またこれも一方的にこういう考え方で道 路改良していくということだけでは、なかなか住民合意が得られないという現実あるわけで ございますので、できれば議員ご指摘のように、沿線住民の皆さん方の声というのも非常に 大きな改良に向けての要素になるんではないか。あるいはまた、その中に以前にも少しお話 をさせていただきましたけれども、住民側からこういう改良のあり方は考えられないか、そ れならば地域としても協力はできる、こういういわゆる共々が考えるということも、先ほど 申し上げましたように、むだのない道路建設につながっていくのではないかというふうに思 っております。指摘をされております、工事期間の短縮にもつながっていくのではないかと いうふうに思っております。そうしたことをお互いが十分、話し合いをしながら、そういう 考えのもとに道路改良促進に向けて取り組んでいく必要があるんではないかというふうに思 っております。
- ○議長(岡本 勇君) 15番、野間君。
- ○15番(野間和幸君) 道路整備について、最後に、確認をしておきたいというふうに思う わけですけれども、現在、27号京丹波町地内では、今、お話がありましたように、升谷・ 白土間のみが未改良となっております。現在の下山バイパスが完了すれば残された区間につ いて国交省として取り組むような考え方があるのか、そういう計画があるのかどうかお尋ね しますとともに、もしも計画がないならばそれこそ本町として積極的な要望活動を地域と一 緒にやっていただければありがたいというふうに思うんですけれどもお尋ねをいたします。
- ○議長(岡本 勇君) 松原町長。
- ○町長(松原茂樹君) 具体的にこの区間の見方というのを私自身が聞いたわけではないんですが、これまでの経過から見てみますと、今、ご指摘のいわゆる中山・白土間が一番残され

ている部分ではないかと、升谷から中山の部分については一定改良が進んでいるということではないかというふうに思います。そうした中で、先ほど申し上げましたように、特に、中山地内の歩道の未設置の部分でございますとか、狭小の部分をどう改良していくかということを、今、部分的なところでしか進んでいないわけでございますが、ここはやっぱり先ほど申し上げましたように、極端に交通量も増えるんではないかという予測の中で、国交省としてもできるだけ沿線住民の皆さん方の、さらにはここを通行されるドライバーの安全確保のためにも、一定の改良等については、当然、考えていただいているというふうに思っておるところでございます。

- ○議長(岡本 勇君) 15番、野間君。
- ○15番(野間和幸君) 次に、学校教育についてお尋ねをいたします。

始めに、ゆとり教育とは何なのかということの意味でお尋ねをこいたします。文科省が学習内容などを示した小・中学校の学習指導要領の改正案を公表し、新聞で報道をされたところでございます。これまでから社会の変化などを考慮して約10年ごとに指導要領が改定をされてきましたが今回の改定もおよそ10年目に行われようとしておるところでございます。約30年間にわたり授業時間数と学習内容が削減されてきたことによって、学力の低下が顕著であるとして、ゆとり教育路線の転換を決めたと報道をされております。その中にあっても、文部科学大臣はゆとり教育の理念は間違いではなかったんだと、それを検証しながら授業時間数と学習内容を増やすことで学力面も含めて質の向上をさせることができる、そんなふうに自負をされております。そこで、間違っていなかったとされる理念でありますゆとり教育とは何であったのか、またその取り組みによって本町の教育現場ではどのような成果が認められたのかお尋ねをいたします。

- ○議長(岡本 勇君) 寺井教育長。
- ○教育長(寺井行雄君) それでは、お答えをいたします。まず1点目のゆとり教育とは何かというご質問でございます。現行の指導要領のもと実施をされておりますいわゆるゆとり教育は、一つには基礎・基本の学力の定着、それから2つ目には豊かな心の育成を基本とされております。この目的を達成するには児童自身が主体的に問題解決能力を身につけることが必要であるとして、総合的な学習の時間を設定する中で実生活の中で生かす力、いわゆる生きる力と呼んでおりますが、こういったものや、知識だけでは身につかない事柄をさまざまな体験活動を通して獲得させる学習が進められてまいりました。これらの推進のために、強化時間を削減し、いわゆるゆとりの時間を確保する中で実施をされています。

私は理念であります生きる力をはぐくむために、総合的な学習の時間で行われている体験

的な学習や課題解決的な学習は重要であると考えております。

合わせて、ゆとりとかまた詰め込みということではなく基礎的、基本的な知識、技能をしっかり身につけることと、それを生かす学習を児童個々に合わせ丁寧に指導していくことは普遍であると考えております。

次に、成果についてのお尋ねでございますが、本町の各学校では総合的な学習の時間を活用しまして、人権教育、福祉教育、環境教育や地域の伝統文化の学習を進めておりまして、計画的な推進や体験活動の実施により主体的な取り組みとして成果が見えつつあるところでございます。

以上でございます。

- ○議長(岡本 勇君) 15番、野間君。
- ○15番(野間和幸君) 一般的に当然、文科省が公表しておりますことについてお答えいただいたというふうに思うわけですけれども、ちょっと振り返っていただきますと、教育長も含めて私たちが学んだ時代というのは、追いつけ追い越せ、とにかく知識を詰め込んで、そして課題にあたっていくということが重要視された時代であったというふうに思っております。そのことが、いわゆる日本の昭和30年代以降の経済成長につながってきたんだろうなとそんなふうに思っておりますけれども、その背景には、やはりその当時の日本人が持っていた教育とか教養に対する貪欲さ、それがあったからこそ今日の経済成長がなし遂げられてきた、そんなふうに思っております。しかし人や物の移動に国境がなくなる傾向にある今、我々の時代とは明らかに違う背景の中で、子供たちは生きていかなければなりませんし、またその中で求められる学力も変化していると考えております。

先ほどゆとり教育についての考え方は説明いただいたわけですけれども、今回の改定は何に重点が置かれているのかお尋ねをいたします。

- ○議長(岡本 勇君) 寺井教育長。
- ○教育長(寺井行雄君) 今回の学習要領の改正点でございますが、1つには議員おっしゃいましたように、時代が変わってきておるということでございますが、現在における状況を踏まえた上で、国の方が示しておりますのは、1つには言語活動の充実、特に国語科において、読み書きなどの基本的な力を定着させた上で、各教科において、記録・説明・討論といった学習活動を充実していきたい、こういった方向性、それから2つ目には、理数教育の充実ということが上げられております。科学技術の土台である、理数教育の充実を図るため、国際的な通用性、内容の系統性、小・中学校での学習の円滑な接続を踏まえた指導内容を充実させていきたいということ。それから3つ目には、伝統や文化に関する教育の充実ということ

でございます。国際社会で活躍する日本人の育成を図るため、各教科において我が国や郷土の伝統や文化を受けとめ、それを継承発展させるための教育を充実させていきたいということが3点目でございます。4点目としましては、道徳教育の充実ということでございます。それから5点目は体験活動の充実ということで、子供たちの社会性や豊かな人間性をはぐくむために、その発達の段階に応じて集団宿泊活動や、自然体験活動それから職場体験活動、これは中学校でございますが、こういったことを重点的に推進をしていくということ。それから最後、第6点目でございますが、外国語教育の充実ということでございまして、積極的にコミュニケーションを図る態度を育成し、言語、文化に対する理解を深めるために、今回、小学校高学年に外国語活動を導入するということでございます。こういったことが今回の改正案の主な方向性ということで示されておりまして、今後、これに基づいて各学校での取り組みを進めてまいりたいと考えております。

- ○議長(岡本 勇君) 15番、野間君。
- ○15番(野間和幸君) 確かに、ねらいというのは、ねらいと言いますか、方向性というのは、そのようなことだろうと思うわけですけれども、現実に今回改定された中身というのは、やはり学力低下が問題になっておろうと、そんなふうに思っております。そういった意味で、今後の日本の教育力というか、学力を世界に通用するためにどういうふうに持ち上げていくのかということが、検討された結果だというふうに思うんです。その根拠となる部分というのは、やっぱり国際的な学力調査で、文科省が想像していた以上に学力の低下が見られたという判断をした、そのことが大きな要因ではないかというふうに思うんですけれども、本町の場合ですね、同じような学力低下が推量できるのかどうかお尋ねをいたします。
- ○議長(岡本 勇君) 寺井教育長。
- ○教育長(寺井行雄君) 本町におきます学力でございますが、今回、実施をいたしました全国学力学習状況調査というのが昨年の4月に全国一斉で行われたところでございます。その状況を見ておりますと、小学校におきましては、全国レベルと同等でございまして、おおむね良好ということでございますし、また中学校におきましては、全国平均と、これも同レベルでございまして、ただ領域、特に国語、数学を中学校は対象にして実施をしたわけでございますが、領域によりましては、全国を上回り良好な状況にあると思っております。しかしながら、これは一部の教科でございますので、やはり全般的な教科、学力という面につきましては、今後、そういった調査の結果、並びに各学校で取り組んでおりますテスト等、十分把握しながら、やっぱり今後の方向は考えていかなくてはならないと考えておるところでございます。

- ○議長(岡本 勇君) 15番、野間君。
- ○15番(野間和幸君) 全国レベルにあるということで、そのレベル自体は高く評価したらよかろうかなと、そんなふうに思いますが、その全国レベルそのものが、いわゆる過去にさかのぼって振り返るときに、下がってきていないかということも、またしっかりと見極めておく必要があろうかと、そんなふうに思っております。

21世紀に入り、政治経済は地方と都市、あるいは地方間の格差が生じてきておることは、だれが見ても明らかだというふうに思うんですけれども、特に、過疎地域の疲弊が全国的に見ても顕著であるというふうに思っております。教育におきましても、地域間格差が認められるのではないかとそんなふうに思っておりますが、教育長は過去の答弁の中で、教育の地域間格差はないとしつつも学校間格差が生じているのではないかと、そんなふうに発言をされたと思っております。本町においてそういった状況が認められるのかどうかお尋ねをいたします。

- ○議長(岡本 勇君) 寺井教育長。
- ○教育長(寺井行雄君) ただいまのご質問ですが、私、12月議会で、今お話をいただきました都市部と農村部における学力格差はあるのかというお尋ねに対しまして、都市と農村間というよりも、むしろ学校格差と思っているというお答えをいたしました。これは全国的に見た一般論としてのお答えをさせていただいたところでございまして、ただいまお話のように、本町の実態を見たところ、全校的に顕著な学力低下は見られないものの個人的な差は見られることから個人個人に応じた指導の重視、家庭学習の習慣に向けた指導の強化を図っているところでございます。
- ○議長(岡本 勇君) 15番、野間君。
- ○15番(野間和幸君) 本町として、相対的に言えば、総論で言えば、顕著なところがないということでございますけれども、学力低下のあるなしにかかわらず、それぞれの学校においてそれぞれ克服課題があるというふうに考えております。その課題がしっかりと把握されているのか、その課題というものは町内同質の課題があるのか、あるいは学校間に違う特徴があるのか、それとも学年による課題の違いがあるのかお尋ねをいたします。
- ○議長(岡本 勇君) 寺井教育長。
- ○教育長(寺井行雄君) ただいまのご質問でございますが、克服課題を把握しているのかということでございます。今、議員おっしゃってもらいましたように、町内同一の課題があるのか、また学校間に違う特徴があるのか、学年による課題に違いがあるのかというご質問でございますが、相対的に考えてみますと、京丹波町、共通したような形で課題がございます。

例えば、調査結果は結果といたしまして、本町の児童生徒の状況では、読解力、読んで理解をする力、それから言語能力、それから数学、算数や理科離れは共通する課題であると認識をしております。

また、学習態度、それから学習意欲に課題を持つ児童・生徒も見られるというのも事実で ございますし、さらに家庭学習の習慣化が弱いことなど、主体的な学習習慣は全児童・生徒 の共通の課題であると認識をいたしております。

- ○議長(岡本 勇君) 15番、野間君。
- ○15番(野間和幸君) なかなか私の体験から言いましても、最近の子供といいますのは、なかなかしっかりと机に向かって学習する時間があったり、読書をする時間があったり、というよりもむしろテレビゲームをやったり、漫画の本を読んだりする時間の方が長くなっているのが事実だとそんなふうに受けとめております。そういった意味で、課題の克服には、そういったことが一番、そのことをどう解決するのかということが、一番大きなものではなかろうかなというふうに思っております。今、お話を、質問をさせていただきまして感じますことは、それぞれの学校で一生懸命取り組んでいただいておるのであろうなということは伺い知ることができるわけですけれども、今後とも変わらぬ努力をしていただきたいというふうに思っております。

最後に、私の思いも込めてお尋ねをしたいと思いますが、もともと門外漢の私が、教育現場に口出しすることは、さらさら考えも及びませんけれども、常々教育委員会や学校から語られておりますように、1つの人格をはぐくんでいく上には、保護者の役割が何よりもまして大きいものがあると思っております。しかしそれとともに、地域社会や教員のように、結束的に他人様の客観的な指導もまた必要だとそんなふうに思って今、おります。

数学的な能力や、あるいは科学的な能力が少し欠けるというようなお話もありましたけれども、日本全体を考えれば世界の中でもトップの位置にあるというふうに言われておりますが、今、教育長がおっしゃったように、読解力に関しては近年特に低下をしておるとこんなふうに言われております。先ほども申し上げましたように、国境のない時代に入ろうとしている今、子供たちが自分の目標に向かって羽ばたいてくれるための学力を確かなものとするためには、小学校入学から中学校卒業までの間、一貫して子供の良さを引き出すための教員間あるいは学校間の連携が何よりも私は必要であろうと、そんなふうに思っておりますし、何が克服課題で、何を保護者としてかかわっていかなければならないのかということをしっかりと学校側から伝えていただくこともまた必要であろうというふうに思っております。

さらに、私たちの地域にとりまして、こうした教育環境の中で育てられていく家庭で1人

でも多くの子供がこの地域のよさをしっかりと把握していただき、この地域に根をおろして くれるようなそのための補完的な取り組みが、今、最も求められておる、そんなふうに思っ ておりますが、地域のかかわりについても先ほどご答弁でいただきましたけれども改めて教 育長のお考えをお聞きして質問を終わります。

- ○議長(岡本 勇君) 寺井教育長。
- ○教育長(寺井行雄君) ただいま議員の方から体験を通しまして教育に対するお考えを述べていただきました。全く、私も同世代でございまして同じ考えを持っているところでございます。

先ほど克服課題ということで数点申し上げましたが、まずそれについての取り組みにつきまして始めにお話をさせていただきたいと思います。先ほど読解力とか言語能力とか、数学、算数、それからまた理科離れというのが共通の課題であると申しました。したがいまして、その取り組みとしましては各学校におきまして、重点指導課題として先ほど申しました全国学力学習状況調査とか、京都府が行っております学力診断テストの結果分析から、学校としてまたあるいは個々の課題を踏まえ指導強化を図っているところでございます。

また、学習態度とか意欲に課題が見れる児童・生徒も見られることからということもございまして、これにつきましては個々の指導計画や指導方法に工夫をしながら指導の強化を図っておるところでございます。

さらに、家庭学習の習慣化いわゆる学校で学んだことを持ち返って、また復習なり予習をすると、そういった習慣化が薄いようにということで指摘もございますが、こういったことにつきましては、十分家庭と連携を図りながら指導強化を図っていきたいと考えております。すでに、各学校現場におきましてはそういうことも十分認識をしつつ現在取り組んでいるところでございます。また、教師の指導力ということで、こういったことを高めることも課題克服に重要なことでありますので、学校長を中心にいたしまして校内指導体制の強化、また京都府教育委員会と連絡しながら研修内容の充実、いわゆる教師力と申しておりますが、教師力のアップに取り組んでいるところでございます。

それから、先ほどお話をいただきました地域のかかわり、また保護者のかかわりということでございますが、近年こういったことは学校現場でもずっと言われていることでございます。議員の方々は既にご承知と思いますが、地域の教育力の低下ということがよく叫ばれております。時代の流れと申しましては、そのことだと思いますが、しかしながら子供の数も減ってまいりまして、そしてやっぱり地域で子供を育てるという意識が農村地域は特に強かったわけでございますが、時の流れと申しますか、そういったことも薄らいできている状況

にもございます。そういった点で、本当に地域の方々のバックアップ、学校教育に対するバックアップというのが、本当に重要でございまして、京丹波町でもある地域ではそういった全面協力体制をとっていただきましていろいろな行事にも参加いただき、また時には、学校にお越しいただいて子供たちを指導願うというような取り組みもしておりますので、やっぱり地域とのかかわりというのは大きな関係があると思っております。

また、保護者とのかかわりでございますが、これは切っても切れん重要な教育の中身でございます。特にPTAを中心にしまして、学校の中身につきましては理解をいただきまた協力をいただいておるわけでございます。しかしながら、児童数の減少なり、また当然、保護者の減少ということもありまして、その中でなかなか連帯感が難しい状況にありますけれども、やはり子供を中心に据えて、学校とそれから保護者、そして地域を子供たちが健全に育つように取り組みを進めております。特に、今後も地域と保護者の方々のかかわりというものは、学校教育現場でも重要視いたしておりますので、これからもそういったことを念頭に置きながら、学校教育を進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

- ○議長(岡本 勇君) 次に、西山和樹君の発言を許可します。 9番、西山君。
- ○9番(西山和樹君) 9番の西山和樹でございます。

ただいまから通告書に従いまして、私の一般質問をいたしたいと存じます。本日の予定といいますか、私の質問しようとしていたことは、町長の施政方針についてということで、段取りをしておったわけですけれども、ちょっとどこか私の方の狂いもございまして、ずれた分がございます。町長の今からお伺いすることについて、町長の心の中にあるものを本音で率直にご披露いただいて、虚飾は要りませんので楽しい質問になったらなというふうに考えておりますのでよろしくお願いいたします。

まず最初に、20年度の主要施策のうちにコンプライアンス推進対象というようなことも ございまして、いろいろと横文字とか何とかいっぱい入ってございます。わかりにくい点が いっぱいございますがよろしくお願いをいたします。

現在は当町も既に合併いたしまして2年を経過いたしました。町長も就任されて2年4カ 月を経過して、いよいよ町長の自己実現が問われる、また望まれる時期になったんではない かというふうに思っております。地域間格差の問題であるとか、その他、ある種もう町長の 仕上げの段階だというふうにも感じておったわけですが、この18年・19年とともに、新 年度の施政方針というのは、もしくは所信表明というものはなされませんで、単に当該年度 の予算編成方針について3月議会で表明されました。今年はもうぼつぼつというふうに思っておったんですが、前年と同じく予算編成方針のみの開示でございました。財政難の現在、 苦労が多々あろうと存じますけれども、万難を排して今年からあと1、2年かけてこれだけは絶対にという強い強烈な意志が具体的に示される施政方針が必要ではなかったかなというふうに私は感じておったわけでございます。

町長が施政方針ではなくて予算編成の方針に固執される理由というものは、どういう理由があってのことなのか。1つ例にとってみますと、余りほめたことではございませんが、昔の首相が郵政一本やりでこれなったらほかに政治はないんやというような単純といいますか極めて不都合なことがございまして、今現在、それの尾を引いておるんではないかというふうに私ながらに感じるところがございます。ままそういうことはともかくといたしまして、施政方針が定まってそれによってそれに対応する予算というものが設定されるのが私は普通ではないかというふうに考えておるんですけれども、その予算編成方針に固執される理由というのが何かあるのかこれ一言お伺いしたいと思います。

- ○議長(岡本 勇君) 松原町長。
- ○町長(松原茂樹君) 今、ご指摘のように施政方針を述べて予算編成をするのが、そのこと は結果的には私の思いとしては裏づけとなるのが予算であるということから同じものではな いかというふうに思っております。
- ○議長(岡本 勇君) 9番、西山君。
- ○9番(西山和樹君) 考え方はそれぞれあろうと思いますので、私の方もあえてそれに固執 はいたしませんけれども、来年からぼつぼつ考えていただいた方がありがたいなというのが、 方針を決めてそれに予算で肉づけするというのが、私は正当な方法じゃないかなとちょっと こだわっておりますが。

次に、今さっきの質問と重なるわけですけれども、今年度の予算編成方針の2ページに、まず「3月には京丹波町の未来図、総合計画基本構想が定まりました。その実現に向けた基本計画もまとまり、20年度から具体的なまちづくりの方向性や事業実施のスケジュールを着実に進めていかなければなりません」とこうあるんですが、極めて抽象的で説得力に私は欠けると思うんですが、具体的な表示がないという意味でございます。昨日の室田議員の質問の中にもありました、参与を1名採用してどうするんかというふうな話もございまして、これもこれまでの知識と経験を生かして、企業誘致、町有の遊休施設や土地の利活用、特産物観光による地域の活性化に即実践いただける人材を常勤の参与として募集云々とあるわけですけれども、これにつきましても、これだけの事業を具現化するには多大の時間と高尚な

人物を要するんではないかというふうに考察せざるを得ないのであります。

改めて、基本計画構想に目を通させていただきましたけれども、遠大かつ長期視点の課題であって単年度に挑戦するテーマとしては相ふさわしくない。というのは逆に言ったら具体性がないということです。今から積み上げていかなければいかんということだと私は思っているんです。

町長が熟慮して必達の執念に燃えてこれに特化しようということで、これだけはぜひとも 達成したいという、そう表明される当年度の具体的な施策があるやいなやその部分について の所信をお伺いしておきたい。多弁は労しません、結構です。

- ○議長(岡本 勇君) 松原町長。
- ○町長(松原茂樹君) 20年度に取り組みますもの、さらには今後の政策の方向等につきましては、今もちょっと総花的すぎるのではないかということありますが、やはり10年間という期間を設定をしながら構想策定をしたということでございますので、今は非常にいろいるな面で国も地方も厳しい状況の中で、何を将来目標像として掲げていくのかとか、あるいはどこに心のよりどころを定めながら日々の行政を展開していくのかということについては非常に難しい時期だというふうに思っております。

そうした面では、その中でも特にお金のことも大切でございますけれども、やらざるを得ない、またそのことが町民にとってもまた今の時代背景にとっても、必要不可欠な部分ではないかということで、情報基盤の整備をしていきたい。あるいはもっと根底にあるもの、どうも町民同士の思いがなかなか伝わらない、あるいはその関心が薄れてきている、自己中的なところが目立ってくるとか、そういう部分をやっぱりもう一度、右肩上がりの経済成長の中で、黙っておってもいろいろなことが進められてきた時代と違いまして、ちょっと立ち止まってこれからはそういう状況の変化の中で、何を考えていくのかという部分等について、いま一度、町民の皆さん方で知恵を結集していただけないでしょうかという面では、住民自治組織というものも一つの方向として検討いただいて、現実では、町民すべてに行き渡ったということではありませんけれども、このことも大事であるなという認識を徐々に高まってきたのではないかというふうに思っています。

そうしたことも含めて、まだまだ行政自体にこうした急激な変化に対応仕切れていない部分があるかということもありまして、その辺をどこまでどうできるかというのは未知でございますけれども、少し、そうした面では、違う角度から行政のやっていること、そしてまた我々が気づいてない部分をしっかり補完していただけるような優秀な人材が求められないかということで、参与を募集しているということでございます。

- ○議長(岡本 勇君) 9番、西山君。
- ○9番(西山和樹君) 今、町長の思いの中のほんの一部だろうと思いますけれども、そういう参与があればなという私は神頼みに近いんじゃないか、こういう人が出てきてあれだけの 仕事をこなしてくれるというのが、私は10年間その人が生きていてもらうということも絶 対条件でございますし、定年退職した人でということになると、なかなか難しいのではない かというふうに私なりに単純に考えてもおります。

この問題はそれぐらいにいたしまして、次に、私の質問のうちですね、20年度の主要施策の概要という文書をいただきました。これもそれなりに目を通させていただいたわけですけれども、この中にコンプライアンス推進体制に取り組むという決意が見えております。なぜあえてここで横文字なのかということが私は気になってしょうがないんですが、日本語がまともに使えないのに、これは町長のせいじゃないんですが、よく気になる言葉が多いです。これも法令遵守という言葉でなぜ表現できないのかなと、日本語の荒廃が特に進んでおりまして、これは質問と脱線しますけれども、例えばここの中でもよく話される言葉の中に施策とよく言われますね、策を施す、施策という言葉はどこの字引を引いても載っていない、あれは「しさく」なんです、国会議員ですらそうされている。極めて気になる言葉なんです。余談ですけれどもこのコンプライアンスということで改めて強く打ち出されております。昨年ご承知のとおり当町にとってはきわめて不幸な事件がございました。これに対して、前回12月の一般質問時に刑事事件としては終結したけれども、民事としての損害賠償請求事件は現在係争中、もしくは仮差しということがございましたのでそのように答弁をいただきました。その後、債権の仮差し押さえ事件と本案事件との進捗状況はどうなったのかそのてん末をお聞かせいただきたいと思います。

- ○議長(岡本 勇君) 松原町長。
- ○町長(松原茂樹君) 本件につきましてのその後でございますが、平成19年12月26日、京都地裁において、相手方河野建設でございますが和解が成立をいたしまして、同日、損害賠償金として訴訟申立から和解までの遅延被害金を合わせました2,425万3,216円の入金を受けたところでございます。また、債権仮差し押さえ申立にかかる供託金490万円につきましては、平成20年2月8日に京都中央法務局から返納されたところでございます。なお、本件にかかる弁護士委託料につきましては、報酬金申立費用の実費等363万2,230円につきましては昨日支払ったところでございます。
- ○議長(岡本 勇君) 9番、西山君。
- ○9番(西山和樹君) これで民・刑とも一応終わりというふうに、刑事の方は当然、もう判

決も確定して、現在、執行猶予中でございますので、刑事の方はいいんですが、民事の方は これで終結と考えておられるのか、まだそれ以外に損害賠償を請求されようとしておるのか どうかそこをお聞かせください。

- ○議長(岡本 勇君) 松原町長。
- ○町長(松原茂樹君) 収賄事件にかかるその他の損害賠償請求等につきましては、現在、裁判記録を裁判所に申請をいたしておりまして、入手でき次第その内容を検討した結果、判断することといたしておるところでございます。
- ○議長(岡本 勇君) 9番、西山君。
- ○9番(西山和樹君) よくわかりました。一応、それで裁判記録を熟考していただいた上で、 改めて損害賠償を提起されるかどうかということを決定されるんだというふうに思います。 それにつきましてしつこいようですけれども、前のときにお伺いいたしましたときの外部の 調査委員会であるとか、それから綱紀粛正の倫理委員会とかいうところの答申はもう完了し ましたのかどうかそのあたりについて、ご答弁お願いします。
- ○議長(岡本 勇君) 松原町長。
- ○町長(松原茂樹君) 完了いたしました。
- ○議長(岡本 勇君) 9番、西山君。
- ○9番(西山和樹君) ありがとうございました。ということは、ただいまからの分でございますが、事件終結というふうに見ても私はいいんではないかということで改めてお伺いしておきますが、この前回の質問のときにもございました町長、副町長の自己譴責についての時期というものが、大体お決まりになったかどうかそのあたりについて、ちらっとお聞かせいただければありがたいと思います。
- ○議長(岡本 勇君) 松原町長。
- ○町長(松原茂樹君) 先ほども触れさせていただきましたけれども、この収賄事件にかかわります部分につきまして、今、裁判記録を裁判所に申請をいたしておりまして、この部分でいわゆる他にどうしても損害賠償でございますとか、あるいはまた補助金の返還でございますとか、さまざまな部分が明確になってこようかというふうに思っています。私の責任等につきましては、そうしたことがすべてこれで終わったという時点で、給与の減額等の条例改正の提案をもって責任をとってまいりたいというふうに思っております。
- ○議長(岡本 勇君) 9番、西山君。
- ○9番(西山和樹君) ありがとうございます。一応、町長がそういう何といいますか、ちゃんと物事がこの段階も終わってからというふうにおっしゃっていますし、それもまた結構だ

ろうと思います。決してそれを急ぐものではございませんが、決断だけをお聞かせいただい たということでございます。

最後の質問になりますが、これはちょっと昔からと言いますか、私が民間企業に勤めておりました時分からいうところの企業戦士と言われていた当時によく聞かされた言葉ですけれども、「職場は一将の金」、一将というのは、いわゆるここで言いますと、一番偉い人、町長ということでございますね、そういうふうに言われてきました。それ以外にも、勇将のもとに弱卒なしであるとか、部下は上司の背中を見て育つとか、よく言われてまいりました。そういう意味で、町長の自己研さんということは非常に大事なことだと思いますし、あえてこれからそれを求めたいというふうにも思うわけですが、町長が示される今年度の主要施策については、当然に町長の目的の方針を各担当部局ごとに直接明示されて、それによって遂行されるものであるというふうに類推しております。それぞれ担当の部局の責任者に対して、町長の示す施策の実行の実を上げるための企画立案を当然具体的に命じられ、そして部局長に対してということでございますがそうやられて、それから町長自らが直接その進捗状況というのをチェックされて、月次に1件別にチェックされることによって非常に詳しく現況を把握できるのではないかと、これは管理職会議とかここらでも恐らく課長会議というのをやられるんじゃないかと思いますけれども、そういう席で本音は出ません。やっぱり一対一で直接ひざ詰めで談判されることが私は大事だと思っております。

庁内では、よりよい明るい中にも強固なマンツーマンのコミュニケーション、いわゆる膝をつきあわせた協議、これはプラン・ドゥ・シーとよく言われますけれども、それを醸成することに徹底した上意下達、いわゆるお上の意を下へ伝える。これは何も町民に伝えるという意味ではなくて、町長の考えが末端の職員全部までくし刺しになって通っておるということ。もちろん一番下からも町長まで何が考えているかということが全部伝わるような方法というのが、私はこれから先非常に大事なことだというふうに思います。こういうものが有機的に働き合って、非常にいい町政が生まれてくるだろうと思います。にぎやかで、明るい、いわゆる一将であればその部下もみな明るくなりますし、暗い上司であれば当然暗くなる、これは私の勝手な考え方ですけれども、例えば施策の執行責任を常に明確にして、そして現状を常に町長が把握しておる現況どうなっているか、これが非常に肝心肝要なことだというふうに思います。

そういう意味で、例えば、課長なり係長さんを町長室に来いというのではなくて、町長が その人の横へ行って、座ってそして温かく話を聞く。私は幸いなことに瑞穂町でちょっとだ け政治を教えていただきました。そのときに、町長、前黒田町長でございましたが、よく見 かけたのは、関係の課長であるとか、局長なのか、そういう人たちの横へ丸椅子を持って行って横に座って、よう話しておられるのを談笑しているのを見ました。

まだ2年ですので、そこまでここで私もそれほど数多くここに来ておるわけではありませんのでわかりませんが、例えば町長がどこかの課の横へ出かけて行って、そして課長と自分の思い、課長の思いを聞いてあげるとかそういうコミュニケーションを私は大事にしていただきたいというお願いでございますけれども、それと同時にそういうふうにいわゆる各セクションとのコミュニケーションを今後そうしていこうというお気持ちがあるや否やをお伺いいたしたいと思います。

- ○議長(岡本 勇君) 松原町長。
- ○町長(松原茂樹君) ご指摘のとおり先ほど申し上げましたように、これからのまちづくりというのは本当に行政と町民が一体となって、そこには当然のことながらコミュニケーションがしっかり図られて、目指すものが明確になっていくということが一番大事だというふうに思います。そのために、今ご指摘のように、行政自体の体制がどうなっているのかというところが大切なお金も預かり、また町民の皆さん方の意を介してそれを具現化していくということからいきますと、本当にそれぞれの職員が同じ方向というよりも、やっぱり基本的な考え方がしっかり見きわめられているということが大事だというふうに思います。それぞれ時代によってトップは変わっていくわけでございますが、その都度その都度それこそ施策が変わることもありますし、貫かれていく部分もあるわけでございますが、いかにそうした部分をその時その時、適切に的確に伝えていくことができるか、あるいはまたそれを受けて政策の立案に生かしてくれるか、この辺のチェックを双方がしっかりやっていくということが大事であるというふうに思っております。これを十分、特に、基本計画あるいはまたそれをさらに具現化するための実施計画等につきましては、留意しながら進めてまいりたいというふうに思います。
- ○議長(岡本 勇君) 9番、西山君。
- ○9番(西山和樹君) ありがとうございます。素直にお聞きいただいて、非常に感激しております。町長とそれから町民の間には、必ず部課長さんがおいでるになるということを忘れていただかなければ、私はこの町は極めてうまくいくんじゃないか。とにかく課長さん、もしくは係長さんの部分もあろうと思いますけれども、そのあたりを有機的に動かしていただいて、そしていいコミュニケーションをとっていただいて、いい政治をしていただきたいというふうに心からお願いいたしまして、私の質問を終わらさせていただきます。ありがとうございました。

○議長(岡本 勇君) ここで、暫時休憩といたします。 再開は、1時ちょうどからといたします。

休憩午前11時30分再開午後1時00分

- ○議長(岡本 勇君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。次に、山田均君の発言を許可いたします。10番、山田君。
- ○10番(山田 均君) ただいまから、平成20年第1回京丹波町定例議会における私の一 般質問を行いたいと思います。

平成19年の家計調査報告が2月27日に発表されました。家計の金融行動に関する調査によると、貯蓄ゼロの世帯が2割を超えました。また老後の生活への心配について、「非常に心配である」と「多少心配である」が合わせて8割にのぼり、心配の理由が「十分な貯蓄がないから」「年金や保険が十分でないから」それぞれ7割を超すなど、それぞれ7割を超すなど、老後の不安が強まっていると報告をされています。その上、4月から75歳以上の人を特別の制度、後期高齢者医療制度に強制的に加入させ、掛金は年金から徴収し、受診は制限するなど、差別医療を導入しようとしております。高齢者に枯れ木に水をやるようなものを地でいくものであります。いずれはみんな高齢者になります。人間を粗末にする、こんな制度はきっぱり廃止すべきであります。

また原油価格の高騰で、生活必需品を始め家畜のえさや肥料など、値上げは農家や農業始め住民生活に大きな影響を与えています。そして国民の安全を守るべき自衛隊のイージス艦事故など、政府の責任が大きく問われています。京丹波町は高齢化率が32%、求められているのは安心して暮らせる町であってほしいということであります。

議会では、言論府であるべき議会が、一般質問の時間制限を行うなと自殺行為であります。 こうした制限もありますが、私は次の5点について町長に質問いたします。

第1点目は町政運営についてお尋ねします。20年度予算は合併後3年目の予算で、町民の声にこたえる予算編成が本当に必要であると考えますが、町長は何を予算編成の重点にされたのか、町政の主役は町民であり町民の暮らしを高め住民福祉の向上を図っていくことが地方自治体の基本であります。住民の声を直接聞いて、今、何が町政に求められているのか、町として何ができるのか、何をすべきかを考えて予算編成をするのが基本だと考えますが町長の考えを伺いたいと思います。

○議長(岡本 勇君) 松原町長。

〇町長(松原茂樹君) 予算編成では、何を重点にすべきかということでございますが、開会のときにも申し上げさせていただいたとおりでございますけれども、町政の健全性の確保でございますとか、現状の課題に対応した施策の予算計上、こうしたことを基本に置きながら、直近にどうしてもという部分では5項目にわたってお示しをさせていただいたところでございます。

- ○議長(岡本 勇君) 10番、山田君。
- ○10番(山田 均君) 私がお尋ねしておきたいのは、住民の声を直接聞くと。今、何が町 政に求められているのか、そういう立場で予算の編成をするということが基本ではないかと、 そういうことを伺ったんですけれども、その辺の町長の考え方というのはどうなのかお尋ね しておきたいと思います。
- ○議長(岡本 勇君) 松原町長。
- ○町長(松原茂樹君) もちろん町政を進めていく中で、これはずっと申し上げておりますように町民あっての行政でございますので、やはりそこがしっかり聞き取れて、それをその年々の予算の中に盛り込まれていくというのが、一番いい形であるということは、もう議員おっしゃるとおりだろうというふうに思います。そういうことをならば、具体的にどうしていくのかということになるわけでございますが、第一義には議員の皆さん方が常々の議員活動の中から、この予算編成、あるいは執行、またその評価について代表をされているという認識をいたしておりますし、また私どもといたしましても、日々の行政を執行していく中で、住民の皆さん方と直接お会いをしながら、時々の課題解決のために調整をさせていただいておるところでもあります。

また一方で、十分とは言い切れておりませんけれども、町政懇談会等も持たせていただく 中で、今、行政が考えておりますことをお伝えしながら意見を聞かさせていただいてて、そ れを反映させていただいておるということでございます。

- ○議長(岡本 勇君) 10番、山田君。
- ○10番(山田 均君) もう一点伺っておきたいんですが、私は町長自身が自ら出向いて、直接住民の声を聞くということが大事ではないかということでお尋ねしたんですが、町政懇談会におきましても、やっぱりそこに出てこられる人、来れない人たくさんおられるわけですから、やはり一部分の方は町政懇談会には来ておられますけれども、多くの町民の方は来られない、そういう声をどう直接聞くのか、もちろん課長通じて聞くということもあろうかと思いますけれどもやはり町長自らが町民の声を聞くと、そこがやっぱり一番大事じゃないかというふうに思うんですけれどもその点についてもう一度見解を伺っておきたいと思いま

す。

- ○議長(岡本 勇君) 松原町長。
- ○町長(松原茂樹君) おっしゃっていることはよく理解をしているつもりでございますが、 すべてのことについてそうした対応ができるかということになりますと、これはもう物理的 にもなかなか難しい限界があることだというふうに思っております。やはりその中で、多く の皆さん方の思いをしっかり受けとめながら判断をしなければならないという部分について は、先ほど申し上げましたような機会を捉えて、いわゆる町民の皆さん方のご意見を聞く、 こういう姿勢は持っていかなければならないというふうに思っております。
- ○議長(岡本 勇君) 10番、山田君。
- ○10番(山田 均君) 次の施政方針について伺っておきたいと思います。その1つは地域 医療のあり方についてであります。昨年12月24日に総務省に設置された公立病院改革継 談会は、市や町などが運営する病院事業の経営効率化を求める「公立病院改革ガイドライン」を取りまとめました。同時に総務省は各自治体に対して「公立病院改革プラン」の策定を求める通知も出しました。この内容は、経営の効率化、病院機能の再編とネットワーク化、経営形態の見直しについて、具体的な計画を示すよう求めています。このガイドラインのねらいは、「構造改革」路線を推進、官から民への考えのもと、自治体リストラを推進するものであります。この改革は病院数、病床数を減らすといった、黒字か赤字かの財政面だけ見ての計画を立てようとするもので、医療の格差をなくすとか、医師・看護師不足の解消など、高齢化に向けた地域医療体制の充実をしていく、そういう立場ではありません。また、病院の再編と拠点病院を中心にして、周辺の病院は診療所に縮小し民間譲渡など、経営形態の見直しも、コスト削減の方法としています。公立病院の再編縮小、廃止を推進して国と地方の財政支出を減らす改革にほかなりません。

高齢化率が32%と高齢化が一層進む京丹波町では、みんなが安心して暮らせるまちづくりが求められています。まちづくりの中心に医療や福祉を据えるべきと考えますが、町長のお考えを伺っておきたいと思います。

- ○議長(岡本 勇君) 松原町長。
- ○町長(松原茂樹君) 保健・医療・福祉等につきましては、議員ご指摘のとおり、いつの時代にあっても住民が安心して暮らしていくためには欠かすことのできないものであり、その中心的な役割を担うのが1つには診療施設であるというふうに思っております。また一方で、町全体の財政状況の中で考えていかなければならず、医療・福祉だけを聖域として予算配分するということは、現時点では、すべての住民の皆さんの合意には至っていないのではない

かというふうに思っています。

そういう意味から、住民の皆さんの医療や福祉に対する期待にこたえるためには、まず町立医療施設の経営基盤を確立させることが必要であることは、これまでから申し上げてきたとおりでございます。でき得る限りの経営改善を行った上で、これだけは絶対必要だといった部分については、守っていくようにしてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

- ○議長(岡本 勇君) 10番、山田君。
- ○10番(山田 均君) 合わせて公立病院の改革ガイドラインというのは3つの視点として 先ほど申し上げましたように、経営の効率化、民会委託、給与体系の見直し、診療所化、医 療外収益の増収や病床削減などを示しております。また再編経営形態の見直しも示していま す。こういうことの対応については、どう考えておられるのか伺っておきたいと思います。
- ○議長(岡本 勇君) 松原町長。
- ○町長(松原茂樹君) この本議会始まって以来、ずっと申し上げてきておるわけでございますが、地方財政の健全化の趣旨でございますとか、町の財政運営の視点から、病院、診療所等の経営の健全化には、早期に取り組むことが必要だというふうに思っております。また、ご指摘の公立病院改革ガイドラインに基づきまして、平成20年度中に、診療所も含めた改革プランを策定をしてまいりたいというふうに考えております。
- ○議長(岡本 勇君) 10番、山田君。
- ○10番(山田 均君) 町長は施政方針で、経営の健全性と保健・福祉・医療の連携を強化 し、町民に信頼される診療体系の構築を目指し、病床の再編と、在宅医療の推進、充実など で、地域医療の推進に努めていくと、こういうように言われているわけでございますが、病 院・診療所の今後のあり方、方向は何を基本に運営をされようということなのかお尋ねして おきたいと思います。

合わせて公営企業法では、病院事業に対して、財務規定等で特例を認めるということになっておるんですが、病院事業は他の法定事業と比べて、採算性が低いこと、保健衛生行政、民生行政と密接な関係があることから、他の法定事業と異なった性格があることとして一般会計からの支援を認めていますし、国も地方自治体が運営することの必要性を認めて交付税の算入も行っているわけです。今後一般会計からの支援、交付税算入分を限度と考えておられるのか合わせて伺っておきたいと思います。

- ○議長(岡本 勇君) 松原町長。
- ○町長(松原茂樹君) 今後の病院・診療所のあり方でございますけれども、よくよくご承知

のとおり、それぞれ病院、診療所の経営等については、非常に厳しい状況にあるということも現実でございます。また医師・看護師不足等など、なかなか考えておりますことと乖離している部分もあるわけでございますが、まずは国民健康保険の直営診療施設として医療の提供だけでなく、保健・福祉との連携を基本とした地域包括ケアの推進を目指して運営をしていきたいというふうに思っておるところでございます。

また、一般会計からの支援につきましては、交付税算入分を限度として考えているのかということでございますが、今もございましたようにまずは基本的には地方公営企業法の繰出金であるというふうに思っております。いわゆる、独立採算を原則としながらしかしながら不採算地区の病院であるという中で、運営に要する経費等々につきましては、政策としてやらなければと言いますか、政策としてやらなければならない経費等については、その限りではないということがあるわけでございますので、十分、町全体の財政状況や経営改善の成果とリンクさせて、今後も考えていきたいというふうに思っております。

- ○議長(岡本 勇君) 10番、山田君。
- ○10番(山田 均君) 合わせて今後の改革の方向、ガイドラインもあるわけでございます けれども、この方向と内容をどう考えておられるのか伺っておきたいと思います。
- ○議長(岡本 勇君) 松原町長。
- ○町長(松原茂樹君) 瑞穂病院におきましては、本定例会に提案をさせていただいております病床の再編でございますとか土曜の診療施行にかかわって、その成果と課題をまず分析検証することが必要であると思っております。それによって、新たな事業展開とて方向性を見出すことといたしたいと思っておるところでございます。

また、和知診療所等につきましては昨日山内議員からのご質問にお答えをしたとおりなど でございますが、病床の運営が経営を圧迫しているということも踏まえまして、老健施設へ の転換も選択肢の1つとして検討している状況でありまして、各施設の機能でございますと か役割を明確にして抜本的な見直しを行いたいというふうに考えておるところでございます。

本町が目指すべき地域医療の将来像でございますとか、町立医療施設のあり方など、具体的な内容については、20年度中に改革プランの中で、明らかにしていきたいというふうに考えております。

- ○議長(岡本 勇君) 10番、山田君。
- ○10番(山田 均君) 和知診療所の関係にかかわってお尋ねしておきたいと思うんですが、 新たに老健施設への移行も含めて検討ということを表明されておるわけでございますけれど も、京都新聞の3月4日付で新型老健施設という記事が載りました。そこの内容を見てみま

すと、この場合は介護保険適用の療養病床ですけれども、施設への報酬月額というのは41万1,500円と、今、新しいタイプとして介護型、療養型の老健というのは、33万4,000円ということで月額が下がるという数字がここでは出ております。もちろんこれは、入院される方の負担の問題やというように思いますけれども、当然、診療所の収入もそれによって変わるわけでありますから、もちろん医師の配置やとか、看護師や介護職員の配置の人数の関係またそれでまた変わるかも知れませんが、現在、和知の場合でしたら19床、一般病棟と療養とあるんですが、これが例えば移行した場合その19床で採算が合うのかどうかということと、それからこの近隣や、この私が知っている範囲では老健のそういう施設を地方自治体が運営しているというところはないんではないかと思うんですけれども、これは老健に移行ということは、民間とか独立行政法人とか、そういうことの運営ということを踏まえて考えておられるのか、あくまでも町の責任においてやろうという考え方なのか、もちろん瑞穂病院の運営についても合わせて運営の主体というものを考えておられるのやないかと思うんですけれども、現時点での考え方というのはどうなのか合わせて伺っておきたいと思います。

- ○議長(岡本 勇君) 松原町長。
- ○町長(松原茂樹君) 和知診療所の今後の基本的な考え方ということでございますが、現実的に19床の部分が非常に制度の改革、診療報酬の引き下げ等によりまして、経営自体に本当に大きな影響をしているというのは皆さん既にご案内のとおりでございます。そうした部分をやっぱり先ほども議員おっしゃったように、いかに町民の皆さん方の思いを捉えてどう経営そのものを改善をしていくのか、ならばどこをどうすればいいのかということになるわけでございまして、直感的な部分で申し上げますと、一番、経営を圧迫している部分をどう捉えていくかということの中で、先ほど申し上げましたように、診療のみで病床等については老健へ移行することも1つの考え方ではないかということで、それに決めたということではなしにそれを視野に入れながら20年度中に検討を加えていきたいということでございます。

私どもで、直接やり得るものなのか、あるいはまた民間にゆだねた方がより経営的にはうまくいくのか、その辺も含めて今後検討を加えていきたいというふうに思っております。

- ○議長(岡本 勇君) 10番、山田君。
- ○10番(山田 均君) 診療所の運営、また瑞穂病院の運営につきましても、一番基本となりますのは、もちろん改革改善というのは求められておるわけでございますけれども、住民のいわゆるこの医療と健康を守るというその病院や診療所の役割、そこから出発をしてやは

り論じるといいますか検討するという立場で取り組んでいかなければ、いわゆる経営第一主義で考えれば、不採算の部分もどんどん削ろうということになるわけですし、最終的には独立行政法人やとか民間委託とか、そういうとこになっていくということになりますので、やはり基本をしっかり据えて検討するこということだというふうに思いますので改めてお尋ねしておきたいというのが1点と。

それからこの病院問題に関連してなんですが、旧の丹波町の広報丹波なんですが、43年にこの財政再建団体の指定を受けるというのが記事として載っております。先日も丹波町が財政再建団体になったというのが、当時、須知病院を抱えておったということが大きな原因なのだという意見といいますか指摘があったんですが、町長自身は当時の状況をご存じかどうかわかりませんけれども、どういう見解を持っているのか伺っておきたいと思います。

- ○議長(岡本 勇君) 松原町長。
- ○町長(松原茂樹君) 和知診療所も含めてでございますが、本町の医療施設の役割が何であるかということはもちろん、重点を置いて考えていかなければなりませんし、また同時にこれは先ほどから申し上げておりますように、町民の皆さんがどう捉えておられるか、安心・安全のためにこうした医療施設を町として、また住民としても、日々の自分の健康管理あるいは病気に不幸にしてかかった場合に、どこをどう選択していくのかということも思いと現実の世界とは少し違うところもあるんではないかというふうに思っています。

そこにかかってまいりますさまざまな費用、これは先ほど申し上げましたようになかなか不採算の部分もあるわけでございますが、これとて限界が出てくるということでありますので、やはり経営のみにとらわれあるいはまた効率とかそういうものだけではないというのもわからんわけではないですけれども、やはりまずはそこに現状として何か見落としているものはないか、これ検証していくのも現時点で大切なことだというふうに思っております。そのことのみ、いわゆる経営改善だけのみで突っ走るという思いはないわけでございますが、まずそこも一歩目としてしっかり見ていくということも大事であると、そういう中で、町民が求められております安心・安全な町、これをどう確保していくかということだろうというふうに思っています。

それから、昭和43年に旧丹波町では財政の再建団体ということになって、そうかかわっておったわけではないんですけれども、承ったところによりますと相当な期間を要するんではないかということでありましたけれども、幸いにして、一番、ネックといいますか須知病院の累積赤字がその最たる要因であったという中で、民間に委譲することができたということによって、多分、3年以内にそこから抜け出せることができたということだというふうに

思っております。いずれの場合にいたしましても、なかなかそうした面では、この地医療が抱えますいろいろな課題等については、本当に聖域ということだけではなしに、やっぱりみんなが真剣にこの経営全般を見ながら、先ほどから申し上げておりますように、どういう役割を果たしていくのかと、そのために、どう存続をさせていくのかということだろうというふうに思っております。

- ○議長(岡本 勇君) 10番、山田君。
- ○10番(山田 均君) もう一点だけ申し上げておきます。広報丹波によると、「赤字の原因は前にもお知らせしましたように一般会計では財政力をオーバーした事業支出が嵩んだのが最も大きな要因、その上予想していた税の伸びや、交付税などの落ち込みなどが上げられます。また特別会計ということで須知病院・・・」と書いてありますが、病院は特別会計ですので、一般会計で財政再建団体と、5,500万を超す累積赤字となっておるのでそこら辺は正確に、そこの病院が再建団体の大きな要因だということではないということが広報に書いてあるんやから、明確にしておくべきだということで、ちょっとはっきりしておきたいと思います。

次にいきたいと思います。ケーブルテレビの問題について伺っておきたいと思うんですが、 町長はケーブルテレビの全町普及とこれを公約の旗印に情報基盤の格差の解消ということを 第一の目標にやられているわけでございますけれども、この情報基盤が異なるので、一元化 が必要というように言われておるんですけれども、こういう情報の一元化というのはどうい うことが情報の一元化と考えておられるのか、また住民が受ける利便、また不便は起こらな いのかどうか併せて伺っておきたいということと。

それから併せて今度の活性化計画が出されておりますが、加入対象4,000世帯と想定しておりますが、この事業は強制加入ではないと思うんですが、その場合にこの情報基盤の格差解消が目的であれば、未加入者への対応というのは考えておられるのか、併せて伺っておきたいと思います。

- ○議長(岡本 勇君) 松原町長。
- ○町長(松原茂樹君) 先ほどの病院の関係いわゆる旧丹波町の財政再建団体に陥ったという ことについて、さまざまな要因はあったというふうに思いますけれども、一般会計の中で集 めれば一定の額になる、しかしそれに匹敵するようなものを1つで抱えたのも病院の経営で あったというふうに私は認識をいたしておるところでございます。

それから、ケーブルテレビの情報の一元化はなぜ必要なのかということでありますけれど も、これはもう議員が一番よくご承知だというふうに思っておりますが、今、それぞれの地 域における情報基盤というのが異なっている。そこには何が生まれているかということになりますと、やっぱり同一量、スピード、すべての部分で異なった中で、今、住民の皆さん方にご辛抱いただいているということであります。こういうことは合併によってのデメリットの最大の部分ではないかというふうに思っておりまして、このことは一日も早く解消することが合併をしたという、それぞれ一人ひとりが認識をされる最大の要素になるんではないかというふうに思っています。

その中で、なぜならばケーブルテレビなのかということでございますが、1つには瑞穂地域で先行されてこの情報基盤が整備をされている。これは時代に即応した、現時点で考えられる一番最良の方法ではないかというふうに思ったのは、まず1点でございます。

2011年7月には地上デジタル放送への移行、ここもなかなか本来でございますと、民間が入ってきて、十分そうしたものにすぐさま対応できればいいわけでございますが、残念ながら、私どものすべてのエリアで、なかなかそうはいかないということもあるわけで、本来ですと国がこういう電波法の改正をするわけでございますので、すべての地域を補完することが一番、求められるというふうに思うわけですけれども、現時点ではなかなかそうはなりえないということであります。

また一方で、インターネットに代表されるブロードバンドの環境を利用した情報収集、これはいろいろなインフラ整備が進んでまいりましたけれども、さりとてやっぱりこういう環境を整えて接続可能なものにしておくというのは、若者定住でございますとか、さまざまな事業展開においてもやっぱり欠かせない部分ではないかと、こういうことがこの情報一元化の中には、含まれているということでご理解を賜りたいというふうに思っております。

それから、願いとしては、100%加入いただければまことにありがたいという、そのことが先ほど申し上げました、町として情報を共有できるということになるわけでございます。なかなかこれもすべて公費で賄うということにはいかないという現実もあるわけでございまして、そうした部分では、できる限り多くの皆さん方にご理解をいただきながら、加入率を高めていくためのさまざまなお知らせでございますとか、この考え方そのもの、あるいはまたそこに含まれますさまざまなサービス等も、私の思いとしてはまだまだそのご理解をいただいていない部分がある、簡単に言いますと、いわゆる2011年7月に地上デジタル放送に切り替わったときに、テレビは映るものだというご認識をされている方も非常に多いわけでございますし、やっぱりそこへきて混乱をするよりは、前もってきちっと、そういうことも含めて、加入金1万円の利用料は要るわけでございますが、そうしたことの解消にもつながっていくという部分を、やっぱりもっともっとお知らせをしながら進めていく必要がある

んではないかというふうに思います。そうしたことによって、それぞれ全体的な普及率を高めるということがありますし、これから展開をしようといたしております丹波・和知地域につきましても、いろいろな媒体を使いながら、今申し上げましたようなことも十分説明させていただいて、進めてまいりたいというふうに思っております。大半を占める共聴組合等々にもこれまでにも説明をさせていただいて、その辺は十分理解をいただいているというふうに認識をいたしておるところでございます。

- ○議長(岡本 勇君) 10番、山田君。
- ○10番(山田 均君) もう一点は事業費の関係なんですけれども、いわゆる町のホームページを見ますと、プロジェクトのこの支援交付金のいわゆる事業別概要というのがあるのですが、そこを見ますと、事業費は全体の事業というよりもいわゆる交付金を受ける金額が載っておるだけということになっております。この間、新聞報道では19億円、この3月議会の前のときに22億8,600万円という事業を町長の方から話があったわけでございますけれども、実際にこの補助対象といいますか、交付金の対象とならない部分もこれあると思うのですが、これは幾らなのかということと、その資金の手だてというのはどういうように考えておられるのか。そして、今後、これを当然運営していくということになりますと維持費そしてまた管理費が必要になるわけでございますけれども、それは現時点ではどの程度の金額をみておられるのかという点伺っておきたいということ。

それから瑞穂ケーブルテレビで聞きますと、使用料の未収がこれ当然起こってきているのですが、3カ月未収になると放映をストップするということで、テレビも一斉放送も入らないとこういうことも起こっておるのですけれども、こういうことが起こると情報の一元化ということにはなかなか届かないということもあるのですけれども、この辺の対策などは何か考えておられるのか、また、そういった対応も必要じゃないかというふうに思うのですけれども、その辺の見解を伺っておきたいと思います。

- ○議長(岡本 勇君) 松原町長。
- ○町長(松原茂樹君) 全体の事業費のいわゆる財源の内訳等につきましては、後ほど担当課長から説明をいたせますが、現在のところ、維持管理等に要する費用等も算出をいたしておるわけでございますが、拡張整備地区の加入対象4,000戸、これの約85%という加入率を見込みますと、3,400ということになるわけでございます。現状、瑞穂町で展開しておりますものが今1,800戸あるわけでございまして、全体として5,200戸として、月々の使用料が2,000円、年間1億2,480万円ということを見込んでおります。これのいわゆる収入見込みの中で、支出予測といたしましては人件費に約6,000万円、機

器など設備補修点検等に4,500万円、プロバイダーの接続使用料など1,300万円、 需用費や通信運搬費等に680万円で、年間1億2,480万円というように考えておりま して、何とか2,000円の使用料で賄えるのではないかというふうに考えておるところで ございます。

また、災害が起きたときに、なかなか精度の高いものでございますだけに、これは私ところだけではなしに、全国こうしたものを導入されているところについては非常に難題でございまして、一番欲しいときに情報が途絶えてしまうという危険性も一方ではあることはもう否定できない部分であるというふうに思いますし、ここは日進月歩の技術革新に期待をしたいというふうに思っております。

- ○議長(岡本 勇君) 田端企画情報課長。
- ○企画情報課長(田端耕喜君) ただいまの山田議員さんからのご質問でございますが、全体の事業費を19億6,200万円というふうに定めさせていただいております。このうち、交付金の対象となる額につきましては、16億5,066万円ほどということになっておりまして、どうしても補助金の交付対象額とならないものが3億1,134万円ほど出てまいります。この中につきましては、今回の補助制度の中でのならないものということで、それぞれの告知端末の関係が交付金の対象外ということになっておりますので、この分につきましては、交付金を充てずにお金の調達をしなければならないということでございまして、今回、この補助対象額のうちの3分の1につきましては、交付金をいただけると。その残と、それから合わせまして、町が単独で抱えなければならない単費の分、この部分の両方を起債の方で対応させていただくと、お借りして対応するというようなことになります。

なお、今、見込んでおります一般財源につきましては、全体の中で2万5,000円とい うようなことでございます。

以上です。

- ○議長(岡本 勇君) 10番、山田君。
- ○10番(山田 均君) 次に、農業振興対策と後継者の対策について伺っておきたいと思います。

ご承知のように、農業問題というのは、非常に今大きな問題になってきております。特に中国のギョウザ中毒事件をはじめ、本当にいろんな食糧・食べ物に対する問題が、気象も含めて起こってきておるという中で、本当に農業の基本をしっかり据えた取り組みが今大事になってきておるわけでございます。何と言いましても、この食糧自給率を高めるということが基本だというように思うのですけれども、そういう中で、京丹波の状況というのは、19

年度は米をはじめ黒豆・小豆などの特産物の状況というのは、非常に温暖化の影響を受けて、収穫をしたけれども非常に悪いというのが状況になっております。本当に軟弱物といわれるホウレンソウや水菜も100円を切るなど、そういう状況で、大きな農家は影響を受けているわけでございますけれども、その中で、本当に担い手やとか、そういう農家に対する支援・激励、本当に大事だなというふうに思うのですが、一つは販路の問題ですね、本当に研究がもっと必要ではないかということ、それから丹波ブランドとして、特色ある農産物ということで、もっと打ち出していくということが必要ではないかと思うのですけども、その辺についての、ちょっと見解考え方を伺っておきたいと思います。

- ○議長(岡本 勇君) 松原町長。
- ○町長(松原茂樹君) 農業振興対策は国でもなかなかその方向性を見きわめにくいという状況の中で、私どものいわゆる小さな自治体でどれほどのことが可能なのかということになりますと、これは極めて厳しい状況にあるわけでございますし、もう議員もご存じのように深くかかわっておられる方なのでよくよくご承知のことであると思うのですけれども、今は本当に地球温暖化が非常に世界的な問題になっておるわけでございますが、そもそも農業というのは天候に左右されやすい、またそれを避けて通れない職種であることには間違いないわけでございまして、それぞれがそうしたものを予測しながら、いかに改良して収入を確保するか、ここにそのだいご味もあるわけでございますし、また一方では厳しさも同時に存在しておるわけでございます。

そうした中で、国でございますとか、府でございますとか、さまざまな事業もできるだけ 可能な限り取り入れてそれを活用いただいて、何とか元気を取り戻していただく、あるいは 戦略的にそうした不測の事態を乗り越えて農業として成り立つ部分も導き出していただく、このことが非常に大事な部分であるというふうに思います。一方ではさりとて個々の力では なかなか道が開けない部分もあるわけでございますので、そうした点については、JAでございますとか、農業普及所でございますとか、本町の技術者会もあわせて、そうした部分では一定の方向を見出すことにも力を注いでいかなければならんというふうに思っております。まずはやっぱり市場が何を求めているのかという部分と、それにこたえられるだけの栽培技術を身につけるということと、さらに欲を言えばどこでそれを売るのかということだろうと いうふうに思います。これはもう物もできていないのに販路だけ開拓をしても、向こうの希望に合う物が質・量すべてそろっていなければ何ら成立するところに至らないというふうに 思いますし、これは非常に難しいところだろうというふうに思いますが、やっぱりそうした部分をどう切り開いていくかという、幸いにして、都市との近郊という利点もあるわけでご

ざいますし、今、食の安全が問われている中で丹波ブランドたるものをどう世の中に出していけるのかということだろうというふうに思いますし、それには、まずやっぱり確固たる生産体系が確立されていなければならんわけでございますし、市場に耐えうるものがそこにあるということが基本だろうというふうに思っております。

- ○議長(岡本 勇君) 10番、山田君。
- ○10番(山田 均君) いろいろ考え方あろうか思いますけれども、一番必要なのは、やっぱり今、そういう新規就農者や後継者に対する支援、お金をいうことじゃなくてもやはりいろんな懇談会をしていろんな状況やとか激励をしていくということが非常に大事だというように思いますので、ぜひそういう取り組みもあわせてすべきだということを申し上げておきたいと思います。

また、特産物の関係で団地化を5反以上を1団地としているわけでございますけれども、 そういうのを、例えば2反でも認めるとか、そういう柔軟な対応も必要だというように思い ますので、ぜひそういう立場で取り組みを激励をしていくという対応をしていただきたいし、 すべきやという点を申し上げておきたいと思います。

次に、中学校の体育館の改修の問題について伺っておきたいというように思います。

ご承知のように、この瑞穂中学校というのは、昭和30年の町政施行に伴って、中学校となったわけでございますけれど、33年の5月26日に本館、特別教室や、またあわせて体育館が新築をされております。60年に管理棟教室、そして平成2年には特別教室が改築をされて、体育館は53年に床の張りかえ、54年に屋根のふきかえ工事が行われて現在に至っております。中学校の体育館に入ってみますと、雨漏りがしていると。聞きますと、屋根から伝わってくるんだということでございましたけれども、非常に、体育館の中の床でございますので、危険だということで立ち入り禁止のさくもしてありました。教育環境の整備という最も最優先すべき問題だというように思うのですけれども、緊急的に改修するという問題、そして、またこの体育館については耐震の診断ができていないというふうに聞くのですけれども、これについては、できていなければ最優先で安全を確認するということがやるべきことだと思うのですけれども、その点について、町長の見解、伺っておきたいと思います。

- ○議長(岡本 勇君) 松原町長。
- ○町長(松原茂樹君) 瑞穂中学校の体育館の改修、また耐震の診断等についてのお尋ねでございます。ご指摘がございましたように、非常に50年という経過をする中で、老朽化をいたしておるわけでございまして、今日まで不具合な箇所を小まめに改修しながら使用してきた経緯があるわけでございますが、現状、ご指摘のとおり、といの老朽化によりまして、大

雨の際に屋内に漏れ出してくるというような原因で、そういう状況が見られるということは 事実でございますので早急に対応したいというふうに思っております。

また、これだけ年数を経ておりますものでございますので、改築ということも当然視野に入れながら考えていかなければならんというふうに思っておりますが、全体的な昨日も申し上げましたように、小・中学校の今後のあり方等につきましても、十分検討しながら進めていかなければならんというふうに思っておるわけでございます。財政的な部分もやっぱり避けて通れないといいますか、そこも抑えながらどうしていくのかということにならざるを得ないということでございますので、十分、現状認識はいたしておるつもりでございますので、やっぱりそこに安全が確保されているということでなければいけないというふうに考えておりますので、できるだけ早い時期に結論を見出してその方向で取り組んでいかなければならないというふうに思っております。

- ○議長(岡本 勇君) 10番、山田君。
- ○10番(山田 均君) あわせて、校舎と校舎をつないでおります渡り廊下というのがあるのですが、私はこの間、瑞穂中と和知と蒲生野中と皆見てきたんですけど、ちょうど渡り廊下の屋根の継ぎ手があいていると。その辺、ずっと見ますと、瑞穂中だけあいていると。特に雪が多かったわけですから、そこから雨やいわゆる水滴が落ちてぬれるというそういう問題がありました。建てるときの問題もあろうかと思いますけれども、そういうものは改修を至急にすべきだと思いますので、あわせて一つ申し上げておきたいというように思います。

次に、丹波瑞穂の統合事業にかかわってお尋ねしておきたいと思います。

水道統合事業がこの19年度末で80%の進捗ということの報告もあったわけでございます。事業全体から見れば、あとダムを残すだけというようには考えるわけでございますけれども、水を幾ら確保しても今度は水を使う人口がなければ投資をした多額のお金をだれが負担するのかということになるわけでございます。このままいけば、当然、住んでいる町民が負担するということになるわけでございますが、高齢化が進んで、32%、3人に1人が65才以上ということになるわけでございます。アンケートもとったわけでございますが、このアンケート結果から、給水人口何人と見込まれているのかと。これまで開発団地で6,00人というのが人口増の基本になっていたわけでございますけれども、その基本をあくまでも6,000人ということでいくのか、であれば、その根拠も明らかにしていきたいというように思います。

それからあわせて開発団地への給水、これはアンケート調査対象の、この団地すべてを対象として、本管工事を考えておられるのか、また工事費の総額というのは幾らと見込んでお

られるのか、あわせて伺っておきたいと思います。

- ○議長(岡本 勇君) 松原町長。
- ○町長(松原茂樹君) いよいよ簡易水道の統合整備計画も佳境に入ってきたわけでございますが、ご指摘のように、だれが使うのかということでありますが、そこをどう見ていくかというのが非常に重要なことだろうというふうに思っておりまして、やっぱりこれは根拠というのは、その都度その都度、正確なものをつかんでいくという努力はしていかなければならんというように思いまして、昨年からそのもとになりますアンケート等も実施をいたしたところでございます。本年の4月以降に予定をしております水道事業の再評価審査委員会に向けまして、現在、資料の作成作業をいたしておるところでございます。現時点では算定できておりませんので、今推定をいたしております数字というのを明確にできないわけでございますが、より先ほど申し上げましたように、前回の平成15年のものとは現実に即したものの数値となるんではないかというふうに思っておるところでございます。

それから、開発団地への給水でございますが、このことにつきましては、18年度から実施をしてきておりまして、基本的には水道管を布設します用地の提供の承諾でございますとか、加入分担金の納入などの条件が整った団地につきまして鋭意給水工事を進めてきたところでございますが、団体の本管工事につきましては、統合簡易水道事業の中で、概算でございますが総額で約9億円を見込んでおるところでございまして、平成19年度末で5団地約3億2,000万円の事業を行ってきたところでございます。

- ○議長(岡本 勇君) 10番、山田君。
- ○10番(山田 均君) あわせてお尋ねしておきたいと思うのですが、ダムのこの工事がこれまで77億円と、関連工事も含めてでございますので、一体、ダムというのはどれぐらいの工事額なのかということと、それからダムができれば維持管理ということになります。その負担というのは、いわゆる5,000トンの水の量においてということなのか、事業費として負担している18.5ということになるのかあわせて伺っておきたいと思います。

そしてもう一度、その取水を日量 5,000トンとるというのと、既存の施設からの分を含めまして、一応、計画では1人が使用する水の量を555リットルという計算をして1万9,000人ということになっております。現在のこの使用料というのは、大体274リットルなんですね、1人。私どもちょうど3人家族で計算してみますと、大体5,000円前後なんですね、月。この555リットルにすると、大体1万円の計算になります。これほど水を使うのかどうかと、全国的にも今、水を使わないということで非常にいろいろな取り組みをされているようですけれども、実際、いろいろな電化製品も節水型です。いろんな工場

に行っても温暖化の問題から使わないという方向で来ておるわけでございますが、実際、団 地給水をしておるわけでございますけれども、300の申し込みで60余りが旧丹波町町民 ということになりますと、6分の5は休日だけ滞在するそういう町外の方になっておるのです。そういうことからすると、本当にこのダムというのは、5,000トンの水が本当に余ってくるということが明らかになるんじゃないかと。これを考えたら、本当にダム先ありきと、それに合わせているんじゃないかと数字をね、というように思えるわけでございますけれども、その点についても、ちょっと見解を伺っておきたいということです。

それと新規水源として下山と水原に水源を確保したわけでございますけれども、そのいわゆる取水量を一体どれぐらい、この17・18・19年で実績で取水しているのかということと、それと有収水量ということで、実際に今度は給水して使っておる水、これは18年実績としてどのぐらいの量になっているのか、あわせて伺っておきたいというように思います。

- ○議長(岡本 勇君) 松原町長。
- ○町長(松原茂樹君) 畑川ダムの事業費等につきましては、ご指摘のとおり、今、京都府が 77億円ということで基本協定を締結いたしておるところでございますが、事業費に係る利 水負担金18.5%につきましては現在も変更はいたしておりません。これに伴います総額 でございますが14億2,450万円と見込んでおるところでございます。

また、ダム完成後の維持費にかかります利水負担額等につきましては、現在のところ京都府との協定に具体的な条項がございませんので、今後、京都府と協議をして決めることになるというふうに思っておるところでございます。

日常、1万4, 100トンの分析というのは、その都度、その都度、先ほど申し上げましたようにしていかなければならんというふうに思っておりますし、そうしたことも含めて、 先ほど申し上げましたように、事業の採用化審査委員会の中に資料としていかに現実に沿ったものを提示してご判断をいただくかということで、目下そうした部分も含めて資料作成にあたっているところでございますので、ご理解を賜りたいというふうに思っております。

また、いろいろな見方もあろうかと思いますが、そうした中で開発団地への給水等も18年から始めてきたわけでございますが、現在、それぞれの団地に給水を開始した中で486戸あるわけでございますが、そのうち253戸約半分強でございますが、6割ほどになろうかと思いますけども、本町の住民の方でございます。議員ご指摘の6分の5は休日滞在者ということではございませんので、その辺はちょっと理解をいただきたいなというふうに思っております。

いずれにいたしましても、料金につきましては、維持管理費等考慮した中で収益的収支、

資本的収支、長期的な見通しを検討して料金設定を行ってまいりたいというふうに思っておりますし、相当な経済の情勢変化がない限り、現行の使用料で賄えるというふうに考えておるところでございます。

また、新規水源として確保いたしました下山水源でございますとか、水原水源等でございますが、17年の下山水源、18年・19年というふうに申し上げたいと思いますが、総量では17年が52万6,959トン、18年が71万2,834トン、19年2月まででございますが665万6,919トンでございます。水原の浄水場等では、17年で6579,413トン、18年が755,406トン、19年2月までが6571,879トン、こういうことでございます。さらに詳しくということになりますと、17年度の全体的な有収水量といたしましては、2265521トン、これも町も含めてでございますが、78.9%ということでございますし、18年度につきましては、21757,502トン、82.4%こういうことでございます。

- ○議長(岡本 勇君) 10番、山田君。
- ○10番(山田 均君) 1点は団地の関係なんですけどね、これは私も資料を要求していたのですけれども、実際私が申し上げたのは古い資料で申し上げていますので、それは違いがあるというのは、はっきり申し上げていますが、明らかにできる資料はやはり情報公開をしていただくというのが基本でございますので、申し上げておきたいと思います。今のそれぞれ下山・水原有収水量の関係、これは本来資料を見せていただかんとそれが基本でございますのでちょっと改めて伺っておきたいというように思います。

水道統合事業が19年度末で80%ということで、この事業費はそれぞれご承知いただいているとは思うのですけれども、この事業の予定額から見ますと大体80%で128億6,000万円投入してきたということになるわけでございます。平成9年に一部事務組合が設立をされてこの事業が取り組まれてきたということになるわけでございますけれども、実際、この償還のことをやっぱり考えていくと、これまで交付税算入ということで2分の1償還の一般会計から入れておるということになっておるのですけれども、やっぱりそういうシミュレーションというものを明らかにして、水道使用料収入とそしてまた維持管理、借金返済というのを明らかにすべきじゃないかと。そういう中で、先の見通しはこうなんだということを示していただかなければ、幾ら大丈夫、大丈夫と言っても、実際、この財政健全化法の設立を受けてそういうことも明らかになってくるわけでございますし、もちろん今借りかえとか繰上償還もやられているわけでございますけれども、やはり一連のそういうものをやっぱり明らかにしていくということも責任あろうと思いますので、その点についてあわせて伺っ

ていきたいと思います。

- ○議長(岡本 勇君) 松原町長。
- ○町長(松原茂樹君) それぞれ下山水源、水原の関係でございますが、日最大で申し上げますと、下山で17年が2,432トン、18年が2,638トン、19年2月末までが2,822トンということでございます。水原で、17年が394トン、18年が423トン、19年2月までが393トンということでございます。

それから、水道統合事業の水道使用料収入と維持管理経費削減などにつきましては、適宜 見直しをいたしておるところでございます。現在は地方債の元利償還金が増加していく時期 にさしかかっておりまして、今後の財政を慎重に運営していく必要があると考えておりまし て、残事業の精査等を行い、厳選した施設の整備によって事業費の削減を行いますとともに、 維持管理につきましても、民間委託等の可能性を研究する中で経費支出の抑制に努めてまい りたいというふうに考えております。

また、財政健全化計画につきまして、現在、公表に向けて準備をいたしておるところでございますので、ご理解を賜りたいというふうに思います。

- ○議長(岡本 勇君) 10番、山田君。
- ○10番(山田 均君) 最後に通告しております財政健全化法について、それぞれ昨日、今日とそういう質問もあったわけでございますけれども、本当に、この法律が自治体財政に対する行政的統制強化策と言わざるをえん中身になっておるわけでございますけれども、やはり基本は自治の精神に立ち戻って、健全化至上主義でなく町民の暮らし第一にした財政運営というのを基本にすべきだということを申し上げておきたいと思います。

特に、私が申し上げておきたいのは、今、水道や病院の問題も出ておるわけでございますけれども、やはり町が抱えております特別会計含めて財政のやっぱりシミュレーションをしっかりして、そして町民にも示してそして協力も得るということが非常に大事だというふうに思います。

あわせて、土地開発公社のこの問題は、表になかなか出にくい問題でございます。昨日もあったわけでございますけれども、累積の利息が 5 億 8 , 8 0 0 万円という数字にもなっているわけでございますから、もちろん参与ということもあるようでございますけれども、これはもっと知恵を生かして、本当にこれしっかり解決をしていかんと、ここに大きなメスを入れなければ、大きな負担になるということは、これは明らかでございますし、実際 2 2 億 億 7 , 4 0 0 万円という数字も出ておるわけでございますから、やはりその辺についても、本当にしっかり中心に据えなければ、こういういろんな会計には出てこないわけですわね。

どうしても横に置くということになってますので、やはりこれを正面に据えてもっと知恵を働かしていくということを本当にやらなければ、専門の担当を置いてでも取り組んでいかんと、大きな足手になるし、大きな傷を負うということにもなりかねませんので、その点についてのちょっと見解とお考えを伺っておきたいと思います。

- ○議長(岡本 勇君) 松原町長。
- ○町長(松原茂樹君) 財政の健全化法等につきましては、昨日からご説明を申し上げてきたところでございますし、4指標に該当することなく財政の健全化に留意しつつ総合計画、基本計画の着実な推進を図るために選択と集中による行政推進を図ってまいりたいというふうに考えておるところでございます。

また、土地開発公社の関係でございますが、昨日も室田議員へ答弁をさせていただいたと ころでございますが、本当に現在開発公社で抱えてもらっている部分につきまして、なかな か事業化のめどが立たないというのが大半でございまして、そこに今ご指摘のとおり、年々 金利がかさんでいくということでございまして膨らむ一方、また一方で、実勢単価等につき ましては、どんどん逆に下がっていくと。そういう中で、昨日申し上げましたように、若干 どうだろうかという問い合わせがあるわけでございますが、なかなかそこに踏み込める状況 にないほどの額の開きが出るんではないかということもございますが、しかし、これを先送 りするということは、とりもなおさず、どんどん膨らんでいく現実があるわけでございます ので、構成をいたしております南丹市さんと私どもで、それぞれできる限りの削減に向けた 方向で今進めていきたいというふうに思っておるわけでございます。170億円というピー ク時からしますと、今62億円ぐらいまで落ちてきたということで、全体的には一定の整理 ができてきた開発公社でございますけれども、私どもとしては22億余りあるわけでござい ます。そこをどうメスを入れていくか、本当に大事なところだろうというふうに思っており ます。少しでもそうした道が開けないものか、基金も3億持っておるわけでございますが、 これをどう有効に活用できるのか、この辺もあわせて今後重点的に取り組んでまいらなけれ ばならないというふうに思っております。

- ○議長(岡本 勇君) 10番、山田君。
- ○10番(山田 均君) 実質公債負担の将来推計というのを昨年6月議会でいただいたものがあるのですが、今もありましたように、保育所とか学校のそういう改築、これは統合すればまた小学校も改築という問題も起こってくるのじゃないかと思うのですけれども、やはり、今、何を優先すべきかということをしっかり見据えてやらなければ一気に集中すると、財政破綻が本当に来るんじゃないかということを心配するわけでございます。やはりそういう公

共事業を含めて、やはり優先すべきものと、順位を決めて先送りするものと、やらなければ 本当に幾ら情報やというてケーブルテレビをしても、町がつぶれてしもうたら何にもならな いということになるので、やはり優先すべきことを大事にすべきだというように思います。

ある町長さんがこんなことを言われました。いわゆる冬で木の葉っぱが皆落ちて春を待っていると、そのときに、本当に何をそこで求めるかということをしっかり見ておかんと、枯れてしまうということを言われておりましたけれども、本当に、今、自治体はそういう状況におるわけでございますから、しっかり先を見越すということと、必要な分は何なんだということをしっかり見据えてやらなければ、大きな痛手をこうむると、結局、住民がそのつけをこうむるわけでありますから、その点を申し上げて、私の質問を終わりたいと思います。

- ○議長(岡本 勇君) 松原町長。
- ○町長(松原茂樹君) 今後の財政の健全化につきましては、ご指摘のとおり、本当に何を優先するのか、集中と選択、こうしたもの、さらには事業の検証・評価等々を口では簡単なんですけども、やっぱりそこをしっかり押さえながら進めていかないと、ご指摘のとおり、財政破綻に陥るということは目に見えているというふうには思います。そうした中で、こうした指標に基づいて、先ほども申し上げましたように、私どもの姿が明確になってくるわけでございますので、こういうことを常に留意しながら、今やろうとしていることが本当に将来、財政に大きな影響を与えずにやりきることができるのか、この辺は十分現在も試算をしながら進めさせていただいておるというところでございますので、ご理解をいただきたいと思います。
- ○議長(岡本 勇君) ここで、暫時休憩といたします。 再開は2時30分からといたします。

休憩午後2時15分再開午後2時30分

○議長(岡本 勇君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。次に、坂本美智代君の発言を許可します。2番、坂本。

○2番(坂本美智代君) ただいまから平成20年第1回定例議会におきまして、通告書に従い、環境問題について、職の安心・安全と食育について、そして子育て支援について、私の 一般質問を行います。

まず初めに、環境問題について町長にお尋ねをいたします。地球温暖化によって、ヒマラヤの氷河が縮小し、氷河湖が年74メートルも拡大していると言われております。氷河湖と

は氷が溶けてたまる場所だそうです。こうしたことから、洪水や暴風雨などの気象災害をもたらし、世界的に被害が拡大をしています。これは遠い国のことではありません。私たちにもひたひたと温暖化の影響が出てきています。京都地方気象台、静原のアメダスでは、冬期12月から2月の間の平均気温は1979年から1988年の10年間は約1.9度、最近の期間は2.8度と1度近く上昇していることが報告されておりました。雪深い地域では、暮らしは楽になったということも言えますが、気温が高くなり、雪が解けるのが早くなったせいで、これまでは、深い雪に閉ざされる冬の間にえさが確保できず死んでいくシカやイノシシも多く、春になると谷に死骸が見られたのが、最近はほとんど見られなくなったと報道に載っておりました。こうしたこともシカやイノシシの増加の要因ではないかと思います。

また、田畑の害虫が死ぬことも少なく、こうした自然環境にさまざまなマイナスな影響を もたらしており、私たち一人ひとりが考えるべき大きな問題であります。

そこで、2点ほど町長にお尋ねをいたします。1点目は本町では、旧町から一部事務組合として、船井衛生管理組合を設立し、収集と処理を行ってきましたが、焼却炉の故障によりカンポに民間委託をしてきました。しかし一昨年の11月、府のダイオキシン調査で焼却炉の稼働停止となり、一年以上経過をしています。その間は、京都市や亀岡市にごみの処理は頼ってきている状況であります。今後、カンポの試験運転の結果で、基準値、地元との約束をクリアできなければ、生ごみの処理はどうなるのでしょうか。毎日家庭から出るものであります。

地方自治法2条では、家庭からのごみの処理は、自治体の責任において行うとされております。こうしたことの基本に立って、町としてごみの処分ばかりに重点を置くのではなく、 地球環境や財政面の点からしても、ごみの減量化に努力をすべきではないでしょうか。

例えば、全国的にも事例があります牛糞やそしてシメジ工場から出るキノコの廃菌、生ごみ等を堆肥として再利用する方法など、それぞれの連携をとりながら研究をされている方や、専門家の意見を聞くなど、将来を見据えて、研究、検討するべきと考えますがどうでしょうか。

2点目に本町として、温暖化対策への具体的な取り組みについてお尋ねをいたします。1 2月議会でも質問をいたしましたが、そのときの答弁では、それぞれの団体で取り組んでほ しいといった答弁でありました。日本に住んでいるドイツ生まれの方の言葉で、ごみを出さ ずに知恵を出すということを言っておられました。まさにそのとおりで、家庭でできること、 家庭で取り組んでいること、地域で取り組んでいる活動など、全国で取り組んでいる事例も 含め、特別号で知らせるなど、広報誌で取り上げ、住民に知らせ、一人ひとりが認識を高め、 それぞれの家庭で一つでも実行できるよう啓蒙するなど、町としての具体的な目標や取り組 みの計画が必要ではないでしょうか。

次は、食の安心・安全と食育について、4点ほど教育長にお尋ねをいたします。

昨年は食の偽装問題から、中国製ギョーザの中毒事件と、次から次と、食の安全に不安をもたらした年でありました。この中毒事件をきっかけに、日本の食糧事情を見直す時期でもありました。日本の食糧自給率は39%と主要先進国の中では、最低水準であります。フランスでは100%、ドイツ・イタリアは60から80%、イギリスでは70%を維持しており、人為的に農業つぶしをやってきた日本だけが取り残され、このまま国内農業を見捨て、安いからと言って、外国産の食糧の輸入を続けることは、今後、食糧危機に陥る危険もあると考えられます。

現在、家庭での冷蔵庫の中で半分以上が加工食品や冷凍食品で占められているのではないでしょうか。働く主婦の方にとっては、時間に追われている中での簡単に調理ができて、そしておいしく味つけができているものも多く、私も大変助かっている主婦の一人でもあります。

しかし、今回の中国製のギョーザ中毒事件に言われています天洋食品の冷凍食品が安心・安全とされている学校給食で使用されていたことにはびっくりをいたしました。また、使用されていた公立校の数はセンター式が自校式の5倍を超えると報道もされていました。そこで教育長にお尋ねをいたします。1つ目は、本町で実施をされている給食は、旧丹波町と旧和知町がセンター式で、旧瑞穂町では自校式で行っておりますが、給食に冷凍食品や加工食品は使用されているのか、またセンター式と自校式との使用の割合はどうなっているのか。

2つ目には、食の安心・安全の面からしても、食育の大切さが言われる中、給食の合理化 を進めることは相反することと思いますが、学校給食のセンター式と自校式へのお考えをお 伺いいたします。

3つ目は、本町では、地産地消を進める上で、給食に地元産を使用されております。学校 給食の中で、食育の取り組みの一環として、学校内、または近隣の田畑をお借りして野菜を つくり、給食に使用している学校もあるようにお聞きします。私の知る限りでは、もち米を つくりお餅にしていただいたりもしていますが、自分たちが手をかけてつくった作物を給食 でいただくことは、食育を進める観点からしても給食を生きた材料として活用するものであ ります。

また、地元の農家の方から話を聞いたり、体験学習も大事であります。本町では、こうした各学校ではどのような取り組みをされているのかお伺いをいたします。

4つ目に、原油の高騰、そして作物価格の高騰で小麦や大豆などが値上がりし、それに伴い、味つけには欠かせないしょう油や味噌など、さまざまな食品や商品が高くなり、家計はより一層厳しくなってきています。学校給食も値上げを考えなければいけないという自治体の報道もありました。本町での学校給食への影響はどうでしょうか。値上げをしないための対策は講じられているのか、お尋ねをいたします。

最後に子育て支援について、町長にお尋ねをいたします。今、子育て真っ最中のお父さん お母さん、またこれから子供さんを授かる方々にとって、社会での不安定雇用や次々とのし かかる増税、また社会保障への切り捨てのもと、子育てへの経済負担の軽減は切実な願いで もあります。そこで、町長に少子化対策の1つでもあります妊婦健診についてお聞きをいた します。

過去10年間で、かかりつけ医師を持たない飛び込みで出産をした41例のうち、2, 500グラム未満の未熟児が32%で、全国平均の約3倍、死産そして生まれて間もなく亡くなった、死亡したのは10%、全国平均の約15倍と言われております。

これからしても未受診分娩の危険性は明らかであります。厚生労働省は、昨年の1月に公費負担は14回程度が望ましいが、財政困難なときは5回程度の公費負担を実施することとしております。自治体の努力が求められることはもちろんでありますが、少子化対策をうたう国にも財政面で抜本的な対策をとる責任があります。以前、妊婦健診の質問で、5回程度が望ましいとの答弁がありましたが、5回という回数の根拠は、国の出された回数のことを言われたのでしょうか。本町で実施ができる回数なのかお尋ねをいたします。他府県や京都府内でも実施しているところが増えてきております。調査、検討するとのことでありましたが、早い時期での実施が求められております。いつごろ実施と考えておられるのか、また今年度、本町でのこうした対象者となる方は何人おられますか。妊娠は病気ではないとよく言われますが、だからといって受診を控えていいことにはなりません。出産は命がけでもあります。産科の先生が言われるように、周期に合わせた健診をすることで、妊娠中毒症とかを早期発見し治療が受けられます。一人でも多くの子供たちが元気に産まれるためにも公費負担の援助はもちろん重要でありますが、妊婦はもちろん、本町での企業を含む一般住民に妊婦健診の重要性についても広報等で周知する取り組みも必要と考えますがどうでしょうか。

最後に、国民健康保険税の滞納により保険証が取り上げられ、それにかわる資格証明書が本町でも交付をされております。いつ何時、病院に駆けつけなければならない乳幼児家庭への資格証明書の交付は止めるべきであります。また、19年度に短期保険証や資格証明書の交付をされた方の中でこうした対象となる方はおられたのか、お尋ねをいたしまして1回目

の質問を終わります。

- ○議長(岡本 勇君) 松原町長。
- ○町長(松原茂樹君) 坂本議員のご質問にお答えをいたします。

まず環境問題についてのごみ処理と地球温暖化対策でございますが、さまざまな地球温暖化に向けての対策が世界的に今、問われておるところでございまして、そうした中で、本町といたしましは大量生産、大量消費、大量廃棄といった形の社会から、廃棄物の発生抑制、再利用の循環型社会の実現に向けまして、いち早くごみの公益処理を開始し、ごみの分別につきましても積極的に取り組みまして、リサイクルの向上に努めてきたところでございます。今後とも、ごみの減量化の呼びかけをはじめ、リサイクルの向上に向けた取り組みを推進してまいりたいというふうに存じておるところでございます。

次に、本町おける具体的な取り組みでございますが、今も申し上げましたごみの分別収集 をはじめ、生ごみの堆肥化機械購入補助や、資源ごみの回収助成によるごみの減量化とリサイクルの推進を図っておるところでございます。

またライトダウンキャンペーンや、クールビズの実践と啓発、マイバックの推進のほか、 身近な環境問題について学習いただく出前講座の開催等を通じまして、住民の皆さんや事業 者に啓発を行っておるところでございます。今後とも住民意識の高揚を図るための啓発、議 員仰せの地域活動を呼応するなどによりまして、地球温暖化対策への認識と協力を求めてま いりたいというふうに思っております。

次に、子育で支援についての1点目でございますが、これまでのお尋ねの中で、現在、2回の妊婦の健康診査を公費負担ということで取り組ませていただいておるわけでございますが、平成20年の4月から5回分の公費負担を実施することとしておるところでございます。5回の根拠でございますが、これは妊娠経過中におきまして早期発見でございますとか、疾病予防が適切に行える時期としまして、妊娠4カ月ごろまでの期間、また5ないし6カ月の時期、7、8カ月前半の時期、8か月後半から9カ月の時期、10カ月から分娩までの時期、それぞれ最低1回は健康診査が必要であるというふうに判断をして、5回というふうにいたしたところでございます。

また受診の重要性等につきましては広報誌でございますとか、ホームページ等を活用して 広く町民の方に周知を図ってまいりたいというふうに思っております。安心・安全に出産が 迎えられるように支援をしてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

次に、乳幼児がおられる家庭に対する資格証明書の発行でございますが、現在のところご ざいません。 以上で坂本議員への答弁といたします。

- ○議長(岡本 勇君) 寺井教育長。
- ○教育長(寺井行雄君) それでは、坂本議員さんの質問にお答えをさせていただきます。まず、1点目の冷凍食品・加工食品の使用割合でございますが、冷凍ギョーザ問題が大きく取り上げられまして、学校給食を預かります教育委員会といたしましても、大変びっくりし心配をいたしたところでございます。本町ではギョーザやシューマイのように、完成した形での冷凍食品を使用するものは、1カ月に約2回程度ございます。そのほか一般のご家庭と同様、原材料としてグリンピースやトウモロコシなどの冷凍食品も、一部一定の割合で使用している現状でございます。また、メニューによりましては、ちくわとかかまぼこの加工食品も必要に応じて使用しているところでございます。この使用頻度につきましては、本町の給食センター方式と自校方式を比較した場合、全体的に見ますと給食センター方式で使用する割合が多くなっています。

例えば、本年2月に限っての調査でございますが、全食材に対する冷凍加工食品の占める割合は自校方式の場合、約16%、給食センターでは約24%となっております。ただしこれは2月に限ってのことでございますし、またすべての学校、そして2つの給食センターをすべて調査したものではございません。一部を抽出してその中から実績として出た数字でございます。したがいまして月によっては異なりますし、また年間通じての町内学校なり給食センターの数字ではありませんので、ご了承をいただきたいと思います。あくまで2月に限っての1つの学校、1つの給食センターだけをピックアップさせてもらいましたのでその点ご理解をいただきたいと思います。

それで、給食センターでの使用量が多いということの理由といたしましては、定められた人数で時間内に調理しなければならないという条件に起因するものであると思っております。 したがいまして献立の工夫により、できるだけ自然素材を使用するようにするとともに、冷凍食品等についても、主な購入先であります財団法人京都府学校給食会と連携し、安心できる物品の確保に努めてまいりたいと思っております。

冷凍食品につきましては、今、申しましたように、主に、京都府学校給食会から購入をいたしておりますが、給食会の提供する物資につきましては、京都府内のブロックから選出されました委員により物資選定委員会が設置をされておりまして、その委員会で安全性等が協議され、決定された物品しか提供されないことになっております。センターが自校式に比べ冷凍食品の使用量が多いのは、センターでは調理数も多いため、調理時間が限られております中で原材料から調理するのは困難であり、加工食品を使用いたしますが、それが冷凍食品

であることが多いためと考えられます。

次のセンター方式と自校方式ということでございますが、本町には給食センターが先ほど 議員おっしゃっていただきましたように、小学校に併設した形で2カ所ありまして、当該校 のほか近隣の小学校・中学校に配送している現状でございます。一般的な給食センターの問 題点としましては、調理完了時間から喫食時間、つまり給食を食べる時間が長いとか、メニ ューが配送可能なものに限定されるなどが上げられていますが、本町の場合は小学校併設方 式をとっていることや、比較的近距離の配送となっていることから、これらのデメリットが 抑えられていると思っております。

それから、センター式と自校式への考えはということでございますが、今のところは現状で進めたいと思っておりますが、瑞穂地区におきましては、自校式となっております。このことにつきましては、また統合問題との関係もございまして、そのときまた議論させていただきたいと思っております。

また、丹波地区でございますが、丹波給食センターでは、食育推進分野で京都府の指定を 2年間受けまして、栄養職員を置く中で給食などを通じた食に関する理解を深めるとともに、 給食に地元産の食材を積極的に使用するなど、食育についての取り組みの充実を図っている ところでございます。

3番目でございますが、地産地消についての学校の取り組みということでございます。京 丹波町の給食には、地産地消の考えに基づきまして積極的に地元の食材を使用しております。 議員仰せのとおり、学校によりましては体験活動の一環として、近隣の田畑をお借りして、 米それから野菜、例えば大豆とか芋、トウモロコシ、キュウリ、トマト、イチゴ等を栽培し ています。収穫したものは、給食の材料とか、また学校での収穫祭に利用するとともに、栽 培を指導していただきました方を招いての食事会など、学校によって工夫を凝らした取り組 みをしております。

また給食週間、本年度の場合は、今年の1月24日から30日までの一週間を給食週間と しておりますが、この日を中心に地産地消を児童・生徒に身近に感じされるため、地元産の 食材を使った給食を提供しているところでございます。

次の原油等の高騰の給食への影響はということでございますが、現在のところ、給食費の値上げを実施する予定はございません。本年度後半より、食材費の高騰による対策といたしましては、1つの例でございますが、牛肉を豚肉に変えるなど、食材を一部安価なものに変更することにより、できるだけ対応しているところでございます。今後は徴収する給食費と食材費の収支を考慮する中で、献立を担当いたします栄養職員ともども、栄養バランス等を

考慮した給食が提供できるよう努力してまいりたいと思っております。 以上、答弁とさせていただきます。

- ○議長(岡本 勇君) 2番、坂本君。
- ○2番(坂本美智代君) それぞれ答弁いただきまして、まず環境問題について、先ほど町長 いろいろな資源ごみの回収なり、ごみのリサイクル、それぞれ分別、特にこの京丹波町なん かは、先進的に早くからそういったごみの分別なんかも率先して行ってきておりますが、こ れはこれでもちろん再利用として大事なことであります。まず今、問題になっているのは、 温暖化の問題ですね、つまりこういった燃やすということによって、温暖化が進んできてい るということがまず大きなことだと思うんです。環境省の方でも2015年度をめどにして、 このリサイクルは除いての生ごみの、家庭ごみの、それを20%2000年度から比べて2 0%削減するというようなことも、目標をもって言われておりますし、今朝の新聞でも京都 市ではそういった環境専門課を設置するというふうなことも今朝の新聞にも載っておりまし た。やはり今、先ほど言いました生ごみ、そういったリサイクル以外のごみはほとんど全部 外に出して、燃やしているという焼却の方法で行っているわけなんですよね。そのことによ って、温暖化がまた一歩進むという一つの原因でもあります。それをできるだけやはり少な くする、減量化するということは、そういった生ごみの減量化にどうしたら家庭から出るご みを燃やさずに済むかということをまず考えることやと私は思います。そのためには、それ ぞれ家庭で、先ほど町長もおっしいましたコンポスト、確かに旧町時代からも、それぞれ旧 町でコンポストの助成をしながら、推進を進めてきております。それは1家庭について2基 までですけれども、割に生ごみってね、割に肥料にならないですよね、片方、2つあっても、 なかなかうまくいかないのと、獣が掘ったりするのと、ほんまに嫌になるぐらいになるんで すけれども、そうかといって、また電気のごみのもありますけれども、それも割と長い時間 かかりますし、中に入れるもの、骨とかそんなものは入れたらあかんというのも、細かいこ ともありまして、最終的にはなかなかそれぞれお聞きしたところ、めんどくさいということ も出てくるんですけれども、やはりいろいろな本とかを見ていましたら、家庭で、ダンボー ルで行ったりとか、いろいろなそれぞれの工夫をしている方が、本の中でもいろいろな本を 出したりしておられます。やはりそういったことを、先ほど広報等でいろいろな活動も発表 していく、発表というか、広報に載せるというようなことをおっしゃっていましたが、やは り町としても、できるだけこの財政面からいっても、やっぱり何億という、この清掃費にか かるお金を出しているわけですから、このごみだけじゃないですけれども、少しでも財政面 で、控える分にしても、また温暖化の方向にしても、生ごみをまず減らそうやないかと、そ

のためにはどうしたらいいやろうと、住民の皆さんの、先ほどのあれじゃないけれども、ご みを出すんではなくて、知恵を出し合って、それぞれの地域ではどういう活動をできるかと か、やっぱり町長からも投げかけ、またその投げかけたことによって、また住民からいろい ろな知恵をいただいて、それを実行していただく、そしてそれを目標持ってやっていくとい うことも、確かにここのこの間いただきましたね、主要の概要の中にも書いてあります環境 問題のことに対して、循環型のまちづくりもするようなこともいろいろ書いてありますが、 書くだけやなくして、それをどうやって実現するんやと、どういうふうに方向を持って行く んやということを現実的に出さないと、住民それぞれ個々でできることをしてくださいと、 他人事のようなことを言っておったんでは、なかなかこれは京丹波町だけではないんですけ れども、一人ひとりが考えることが、この地球を大きく守ることやと思いますので、まずご み減量化に対して、どういった方向が私たちにはできるのかどうか、そういったことも町が 率先して、これは町の責任もごみの処分というのはね、先ほども言いました、地方自治法の 2条の中で、町の責任があります、そやから住民と、そして行政と一緒になって、取り組む べきことでありますので、ぜひ投げかけるだけではなくして、一緒に投げかけて、またそれ をいただいて、一緒に知恵を出し合って、取り組んでいくことが必要と思いますので、そう いった目標を持つことと、現実的にどんなことができるいうことも、実際、具体的なことも 対策を出すべきやと、私は思いますので、その点、もう一度お伺いをいたします。

それと、妊婦健診でありますが、4月からですか、これは府の2回を含めての5回ですね。 そうですか、そしたら実施をするということで、前進をしたということで、大変うれしいこ とではないかと思います。さらに大変、これだけ少子化ということであります。国に対して も、国もただ少子化のあれやから、自治体にぽんと先ほども言いましたように、ただしなさ いと言うのやなしに、国に対してもそういった財政面のことも、しっかりと町としても言っ ていくことは言うべきやないかと思います。またその点もちょっと町長のお考えをお聞かせ いただきたい。

それと短期資格証明書の方はこれまでにはないということでありますが、子供たちからこういった医療における、こういった短期証明書、資格証明書を出すことによって、医療を受けられない、医療を奪うということは、絶対にするべきことではありません。今後、またそういったことが出てきた場合にも、やはりこういった視点でそういった乳幼児、そして子供さんのいる家庭には、そういった資格証明書、それなりの事情があるとは思いますが、その家庭にあって、事情がありますが、そういった視点からおいても、そういった資格証明書を出すべきではないということを、改めてまた町長にお伺いしたいと思います。その点のお考

えの方をお伺いします。

教育長にそれぞれ答弁をいただきました。食の安全、食育、安心・安全、確かに今は簡単であります。私もどうしてもお弁当にはつい忙しさもかまけて、冷凍物を、よく安いときに、買いに行ったりもするんですけれども、やはり子供たちにはそういった最近でこそ、こうやって裏を、表示見るようになりましたけれども、安さだけで買って行って、この間もそれこそ私も1回、裏を見ましたら、春巻きじゃなくして、ロールキャベツ、安かったので買っておりましたら、中国産と書いてありまして思わず電話をしましたら、今のところは被害が出てませんので、そこは大丈夫でしょうという、企業からの話だったので、食べましたらどうもなかったんで良かったんですけれども、やはりこの給食にね、使われたということに、ものすごくびっくりをしました。

やはり子供たちの一番、給食というのは、安心して食べている食材であると思います。だからそこにそういった中国の冷凍食品が使われていてというのは、大変、残念でありましたら、本町としては、中国のそこの業者の冷凍は使っていなかったということでありますが、センター化になれば、やはり先ほどおっしゃいましたけれども、自校式に比べ、センター化は一定の時間も必要ですし、そして限られた人数で、行うわけですから、冷凍物も使う頻度が多いということをおっしゃっておりました。

確かに、それは仕方がない部分もあるかとは思いますが、やはり私、よく思うんですよね、昔はよく自校式でしたら、給食室から漂ってくる段階で、出汁のにおいから、そして何を入れて、かにを入れて、最終的に何ができてくるのというのを、においとかでね、感じる、そして今日は何かなというのを当てながら、授業を受けたこともあるんですけれども、そういったこともひとつの食育やと思うんですよね。冷凍とか、家庭でもそうですけれども、冷凍とかでき合いものはそんなにおいがないんですよねこれまでの、それで、昔、それがよいとは言いませんけれども、まず昔はそんな賞味期限とかそんなのは書いてなかったもんだから、まず見て、においをかいで、そしてこれは大丈夫かな、食べてみて、苦いか何かか言うて、割に判断ができたんですよね。それが良いとは限りませんよ、そやけれども、今はそういうのがどうしても少なくなっていますよね、日にちだけで見て、賞味期限があるから大丈夫、賞味期限が過ぎたからほかす、そういうこともやっぱりごみの1つでもありますし、ひとつそういった食育になるかどうか、私、わかりませんけれども、そういったことも大事なことではないかと、私は思うんですけれども、まず自校式も、私はどっちかいうと、自校式の方がやはり子供のためには、目に見えて、においもかげるし、顔を見えますし、それが私は大事やとは思うんですけれども、今度は、今は現状どおりということで、今後、瑞穂の場合は、

小学校統合によって、そこのところはまた検討するということを先ほどおっしゃいましたけれども、私はやはり、合理的なことばっかり考えるんやなくして、やっぱり子供たちの安心・安全、食育のことを考えたら、そちらの方が安心・安全の面からいっても、自校式の方がいいように、私は感じますが、まだもう一回その点のところ、教育長の思いだけでもよろしいです。お願いします。

地産地消でありますが、伊根町ではね、野菜でも何でも時期がありますね、小豆とか大豆とか、黒豆とかは冬ですが、またそれを農家からがっと1年分を買っておくそうなんです。それを1年間の食材として、保存して利用したり、そして旬のもの、野菜をたくさんいただいたら、もう3日でもその野菜、材料、内容は変えるんでしょうけれども、その材料を3日間でも使うと、なんでそうやけれども、子供が3日も同じものとか言わないんですって、やはりねそれは旬やからということをやっぱりちゃんと子供なりに教えていると、今の旬は何ですよとかいう、やはりそういうことも食育の1つでありますし、地産地消のそういった地元のたくさん採れる時期は、やはりそういった今、たくさん採れるんやなということも、勉強の1つになりますので旬の、そういったことも1つですので、この京丹波町では、そういった地産地消、その時期時期のものをいただいて、そういった給食に利用はされていると思いますが、そういった方法もとられている、1つの方法じゃないかと、私は思います。またその点の考え方を教育長にお伺いたいのと。

その給食費でありますが、現状維持でやると、献立のというか、食材を変えて、やっていると、米飯は今、週に2回ほどですかね、やはり今、米がものすごく安いですよね、それこそ小麦なんかが高くなって、パンも高くなりますので、米飯給食を増やすというのも1つの手だと思いますが、そういった方向性も考えておられるのか。それと1食当たり、給食費として保護者が支払う分とそして町が支払う分で、町はどのくらい1食当たり、どのくらいの給食費を金額としてはどのぐらいの金額を出されておるのか、ちょっと参考までにお聞きしたいと思います。

- ○議長(岡本 勇君) 松原町長。
- ○町長(松原茂樹君) ごみの問題で、特に、生ごみの減量化等につきましては、まさしくどこの地域におりましても、やっぱりこれは心がけていかなければならんことだというふうに思います。今日までのいわゆる消費型のところに随分どっぷり浸かりながら、歩んできたということもありまして、なかなか意識改革ができていなというのも確かだろうというふうに思います。その辺を本当に循環型社会に移行するために、どう一人ひとりが取り組んでいくのかということを、大ざっぱでありますけれども、何%全体でカットしていこうという目標

に向かって、みんなが少しずつでありましても、減量に向けて、コンポストも1つの方法であろうかと思いますし、また先ほどご指摘いただきましたような、研究されておる方と共々に、こうすれば具体的に家庭の生ごみは減量ができるということも、やっぱり研究をしながら、その上で10%とか15%とか、具体的に数値を示して、年間トータルでやっぱり、この目標に近づけたとか、あるいは越したとか、こういうものを示しつつ、お互いが本当に効果が出たんだろうか、この辺をしっかり抑えながらやることが大事だというふうに思っています。

いろいろ今、カンポリサイクルプラザのああした排ガスの問題がございまして、今、私どものごみを京都市でございますとか、亀岡市でございますとか、城南衛管でございますとか、それぞれでお世話になっておるわけでございますが、やっぱり聞かせていただいておりますと、非常にコストが高くつくわけでございますし、それぞれのところでこの減量化に向けての呼びかけをされて、かなり成果を出されておるというふうに聞かせていただきました。やっぱりご指摘のとおり、目標をもって、しっかり取り組むことが大事だというふうに教えていただいたところでございますので、そうしたことを衛管はもちろんでございますが、私ども構成する町としても自らが、そうした考えを持ちながら取り組んでいくということが大事だというふうに思っております。

それから、妊産婦健診の関係でございますが、先ほども申し上げましたように、20年度から5回として取り組みたいというふうに思っておりまして、前年の経過、あるいはまた今、見込んでおります対象者数につきましては、97名ぐらいであろうというふうに思っておりまして、2回から5回に増やしますことによりまして、約81万2,000円ぐらいの増になるということで、全体で252万5,000円ぐらいを見込んでおるわけでございますが、当然、国にもこうした部分について、適切な財政措置を講じていただきたいということは、議員おっしゃるとおりでございまして、まことにこうした声も上げていかなければならないというふうに思っております。

また乳幼児家庭への資格証明書の関係でございますが、先ほど申しましたように対象はないわけでございますが、いろいろな事案はあろうかと思いますけれども、まずは出さないというよりは、こうしたことにならないように、やっぱり特にこれから子育てをしていこうという方については、自分の生活にしっかり自覚を持ちながら、責任を持ってやっていただくことがまず第一だというふうに思っております。そうした中で、どうしてもということになった場合に、それはそれなりの対応させていただく中で、さらにそのことに応じていただけない場合について、やむを得ず資格証明書の発行ということになるわけでございますが、現

在のところ、そういう方がおられないということでございますので、そういう対象の方が出ないような呼びかけといいますか、改善されたもの等につきましては、できるだけお支払いをいただくように、まずその辺からお願いをしながら、できる限りそうならないようにしていきたいとは思いますけれども、また一方での義務も果たしていただくこともご理解をいただきたいというふうに思っておるところでございます。

- ○議長(岡本 勇君) 寺井教育長。
- ○教育長(寺井行雄君) 先ほどのご質問にお答えをしたいと思います。

確かに議員おっしゃっていただきましたように、自校炊飯ですと調理の過程というものが 教室の方にも届いてまいりまして、子供たちも楽しみといいますか、そういったものが感じ 取れるという自校式のよい点をお話をいただきました。それも確かに食育の1つだと思って おります。しかしながら、自校式が子供にはよいと思うがということでございまして、確か にそういった面では、よい面があろうかと思います。しかし、今日的な状況を考えてみます と、やはりセンター方式で大量の購入をしたり、そういったことによってコストを削減した り、またいろんな人件費等、いろいろな状況をかんがみ合わせますと、センター方式で1カ 所でつくってそして配送するという方が今後は必要ではなかろうかと思ったりもいたしてお ります。

ただ、給食だけがすべての子供たちが口にするものではございません。やっぱりご家庭でも、先ほどお話をいただきましたように、ついつい冷凍食品等になりがちでございますが、せめて家庭の方では十分お母さんの手づくりの本当の家庭料理を子供さんに食べてもらうような、一方では働きかけもしていきたいと思うし、そういうことで考えていただけたらありがたいなとこんなことを思っております。

それから、旬の野菜をとか、また旬々口にすることが大事であるというふうなお話がありました。そのことも確かに一番大事な食育の大事な部分だと思っております。このごろどうしても季節感がなくなる食べ物といいますか、スーパーに行きますと、年がら年じゅう野菜等も販売されております。やはり旬々ということで、子供たちが目にし、そして口にすることによって、このときが一番おいしいんだなということを感じ取ってくれることが望ましいと思いますし、そのためにも各学校では給食センターも含めまして、地元の農家の方に無理を申しましてホウレンソウとかタマネギとかそういった野菜類を中心に納入いただいて、地元の野菜ということで、給食に使っているところでございます。

それから米飯給食を少し多くしてはどうか、特にパンの小麦等が高騰するということの中から、そういったことも考えてみてはどうかということでございますが、この点につきまし

ては、また今後検討させていただきたいと思っております。それから給食費でございますが、 1 食当たり 2 5 0 円を想定いたしております。 以上でございます。

- ○議長(岡本 勇君) 2番、坂本君。
- ○2番(坂本美智代君) これで終わります。
- ○議長(岡本 勇君) 以上で、本日の議事日程はすべて終了いたしました。 よって、本日はこれをもって散会いたします。

散会 午後 3時20分